

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成30年6月8日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから平成30年平泉町議会定例会6月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、昨日の升沢博子議員からの一般質問に対し、千葉町民福祉課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

おはようございます。

昨日の升沢議員の一般質問におきまして、避難行動要支援者の避難行動計画作成についての再質問に対しまして、条例に規定されていなくても、避難行動要支援者の同意がない場合でも平常時においては避難支援関係者への名簿情報の提供ができると答弁いたしておりましたが、平常時におきましては名簿の提出はできないこととなっておりますので、訂正させていただきます。大変申しわけありませんでした。

議 長（佐藤孝悟君）

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続き、通告順に発言を許します。

（発言する声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時05分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続き、通告順に発言を許します。

通告4番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

おはようございます。

高橋伸二でございますが、大きく2つの点について質問させていただきます。

まず1つは、さきの3月会議、そして5月会議の中でも同僚議員の中からほぼ7割近い質疑が行われました、本町における行財政事情についてお伺いをするわけであります。

平成30年度の当初予算の段階で、既に町民1人当たりの借入金の金額が60万円になっておるわけでございます。そういう中で、社会教育施設を初めとする大型事業、スマートインターチェンジを含めて取り組まれているわけでありますし、後ほど触れさせていただきますけれども、水道事業においても向こう5年間で16億円余りの事業出資を要するということが明らかになっているわけであります。そういう中で、町財政の現状と課題、そしてそのことを受けての健全財政確立に向けた対策について、6点お伺いをいたします。

1つは、企業債の元利償還計画とその財源についてお伺いをします。

2つ目は、下水道事業の老朽化整備事業に伴う一般会計からの繰入額についてお伺いします。

3つ目は、今後の町税収の減少に伴う恒久的な税収対策についてお伺いをします。

4つ目は、企業立地に向けた見通しと企業立地のための環境整備についてお伺いをいたします。

5つ目は、有形固定資産の老朽化対策と財政的裏づけについてお伺いします。

6点目は、健全財政の確立に向けた行財政計画の策定の有無についてお伺いをいたします。

大きな2点目は、昨年、一昨年もそうございましたけれども、ゲリラ豪雨と言われるような異常気象天候がここ数年繰り返されておるわけであります。そんなような中で、町内にも内水被害が発生をしている状況が散見をされるわけでありますが、豪雨による内水被害の解消と生活路線の確保、そして安全対策について、2点についてお伺いをいたします。

1点は、去る5月30日国土交通省から引き渡しのあった、鈴沢川に新設をされました排水ポンプ施設の稼働基準についてお伺いをいたします。

2つ目は、同じく鈴沢川の内水滞留時の町道一筋8号線の生活路線としての確保と、この一筋川にかかる金山橋の安全対策についてお伺いをします。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の町財政の現状と課題、健全財政確立に向けた対策のご質問のうち、企業債の元利償還計画とその財源について伺うのご質問にお答えをいたします。

企業債の残高は、平成29年度末において、上水道事業が約9億2,800万円、簡易水道が約5億400万円、下水道が約21億1,500万円、農集排が5億6,600万円でございます。ほとんどが30年償還の起債を借りております。

償還額につきましては、上水道事業が約7,800万円、簡易水道事業が約4,000万円、下水道事業が約1億9,100万円、農業集落排水事業が5,000万円でございます。

償還財源としましては、上水道事業が水道使用料、簡易水道事業については水道使用料のほか一般会計からの法的基準内繰入金により賄っております。また、下水道施設の整備には多額の費用が必要で、使用料収入等で全ての費用を賄うことが厳しい状況であることから、町債の償還のための財源を一般会計からの繰入金に依存することになると考えております。これらの経費を使用料収入だけで賄うのは大変厳しいと考えております。

次に、下水道事業の老朽化整備事業に伴う一般会計からの繰入額について伺うのご質問にお答えをいたします。

本町の下水道施設においては、古い施設では供用開始から36年が経過しており、今後老朽化に伴い多額の事業費が必要となることが想定しております。そのためにも、投資の平準化、ライフサイクルコスト最小化を目的に、アセットマネジメントや長寿命化計画を策定する予定であります。下水道施設は耐用年数以内であり、また、公営企業会計に移行予定でもあるための未策定となっており、一般会計からの繰入額については、平成28年度は約1億4,900万円、平成29年度は1億3,900万円でございますので、平成30年度以降につきましても同程度の繰入額を見込んでいるところでございます。

次に、今後の町税収の減少に伴う恒久的な税収対策について伺うのご質問にお答えをいたします。

人口減少が進む中で、いかに税収を上げるかが課題となっていることは議員ご承知のとおりであります。

基本的には、産業の振興が最も大事であると考えております。農業、商工業など、あらゆる分野において所得の向上を図る施策を展開してまいります。

また、庁舎内では財源確保プロジェクトチームを開催し、財源確保に向けて徴収率のアップはもとより、遊休町有地の売却や宅地分譲化が話し合われました。これを受けまして、平成30年度第1回行財政改革推進委員会を開催し、その方針を確認したところでございます。

次に、企業立地に向けた見通しと環境整備について伺うのご質問にお答えをいたします。

企業誘致は、税収対策といたしましても最も有効であると考えております。高田前工業団地に

は現在数社が興味を示しておりますので、岩手県とともに全力を挙げて誘致に取り組んでおるところであります。

また、企業立地に向けた環境整備、すなわち道路整備や新たな工業団地の整備につきましては、以前に議員からもご指摘がありましたが、庁舎内でも議論があったところではありますが、限られた財源を有効に使っていくという観点から、高田前工業団地への企業立地が確定し次第、進めてまいりたいと考えております。

次に、有形固定資産の老朽化対策と財政的裏づけについて何うのご質問にお答えをいたします。

本町の平成28年度決算に係る統一的な基準に基づく財務書類による資産老朽化比率は49.5%であり、今後各施設等の更新等が見込まれることとございます。

町では、公共施設総合管理計画のもと、個別施設計画を今年度作成することとしております。それぞれの施設を見直し、施設の統廃合検討や長寿命化を図り、今後の整備等コストの削減に努めてまいります。それぞれの施設の更新、修繕費用等については、総合計画実施計画とあわせて具体的に財政計画に盛り込む額を計上してまいります。

また、本年度策定いたします地球温暖化対策実行計画により、施設電気設備等の更新に合わせ、財源の確保に努めることとしておりますし、各施設改修には特定財源の活用を検討してまいります。

次に、健全財政の確立に向けた行財政計画の策定について何うのご質問にお答えをいたします。

本町の財政は、歳入では人口減少に伴う町税、交付税の減額、歳出では扶助費の固定化が続くことが想定され、スマートインターチェンジ整備やそれに伴う道路整備、社会教育施設の整備など、大型事業を予定していることから、一旦下がる公債費の支出も平成34年度には平成30年程度と見込まれるなど、今後財源不足が見込まれるところとございます。

歳入確保の観点からは、町税等の収納率向上と未収入債権の回収促進、町内企業の育成と企業立地、企業誘致、町税等の収入増に向けた取り組み、そして処分可能な財産の売却や貸し付け、未利用地の有効活用により、安定した財源の確保に努めてまいります。

限られた財源でありますので、重点施策につきましては、優先度に応じた財源の配分を図り、選択と集中を進め、創意と工夫を凝らすなど、限られた財源の重点的かつ効果的な活用を努めてまいります。

特にも本年から政策評価を実施することとしており、前年度に実施した施策について各課で施策評価を行い、それを取りまとめて政策評価を行い、評価結果をもとに事務事業評価を行うなど、一連の仕組みを構築し、行政運営の効率化、行政活動の成果向上、PDCAサイクルの確立、職員の意識改革を図ることとし、少子高齢化社会の中にあって持続可能な町を運営し、継続的な町の発展、町民が住みやすいと感じる町の実現に向け、新総合計画及び総合戦略の実現に向け取り組みを行っていくこととしております。

歳入に見合った歳出が予算の基本であると考えます。そうしたことから、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底し、財政健全化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、6月5日開催の国の経済財政諮問会議によれば、消費税導入の時期に合わせ、幼児教育

の無償化が平成31年10月に時期が前倒しされるなど、当町財政運営に大きな影響が見込まれますので、今後の国がまとめる経済財政運営と改革の基本方針を注視してまいりたいと考えております。

次に、2番の豪雨による内水被害の解消と生活道路の確保、安全対策の質問の、鈴沢川に新設された排水ポンプ施設の稼働基準について伺うのご質問にお答えをいたします。

鈴沢川に設置された排水ポンプ施設につきましては、平成10年8月台風被害の降雨パターンをもとに、一番低い宅地盤が浸水被害に遭わないように設計しております。この施設の運転目安としては、床下浸水のおそれがある場合、住宅が孤立するおそれがある場合、それを排除することをポンプ稼働の基準と考えております。なお、運用マニュアルにつきましては、早急に整備する予定でございます。

次に、内水滞留時の町道一筋8号線の生活路線としての確保と金山橋の安全対策について伺うのご質問にお答えをいたします。

町道一筋8号線の一番低い箇所については、金山橋の標高19.9メートルでございます。家屋浸水や住宅孤立のおそれがある場合には、この排水ポンプにより対応したいと思っておりますが、道路が冠水しても迂回路で対応できる場合は町道の通行止めで対応したいと考えております。

金山橋につきましては、平成25年度に策定いたしました橋梁の長寿命化計画に基づき、平成31年度に補修を予定しております。現在、パイル基礎橋台で損傷が見られるため、かけかえはボックスカルバート形式を予定しております。このかけかえの際に前後の取り付け道路用地や勾配等を調査し、できる限り橋の高さを高くして冠水のリスクを軽減するように考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それでは最初に、鈴沢川に新設をされました排水ポンプ設備の稼働基準について伺いをいたします。

簡潔にお伺いするわけですが、5月18日に一筋8号線が通行止めになりました。このときの内水の滞留水位、既に現場の写真を関係課にお渡しをしておりますので、ご確認をされていると思うのですが、このときの滞留水位というのは稼働条件に合致をするのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

家屋等の被害に及ばないということで、稼働まではいかないというふうに判断しております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

そうしますとですね、いわゆる先ほどの答弁にもありましたように、金山橋の標高が19.9メー

トルだというわけですよ。

あの一筋線はまさに生活道路なわけですね。泉屋を拠点として。そういう道路を通行止めにする。しかも通行止めにしたがら、ポンプが設備されていてもポンプを稼働しないと。こういうことでは、1つはポンプの設置をした意義というのが全く失われるのではないですか。何のために行ったのですか。先ほどの答弁の中では、迂回路があれば云々という答弁もされました。ですが、迂回路のないお宅もあるわけですよ、あの橋がこないだのように冠水をしたときに。そうすると、災害時あるいは内水滞留時に火災が発生しないとも、あるいは急病人が発生しないとも言えないわけですよ。そうすると、何のためにあの排水設備を設置したのですか。その辺はどのようにお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

町長も答弁いたしました、あの施設につきましては、家屋の孤立防止あるいは家屋への被害防止のために設置したというふうに考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

町長はですね、事あるごとに想定外のことはあつてはならないと、あるいは危機管理というのが極めて大切なのだと、このように口を酸っぱくして、庁議を含めて職員にその意識を持たせていると、このように過去の質疑の中では答えられているのですがね、一体今の課長の答弁で、これよしとするのですかね、本当に。

そこで、ではちょっと伺いますがね、町の地域防災計画に定める計画の目的には、町民の生命、身体、財産を災害から保護すると、このように冒頭に明確に書いてあるわけですよ。そこでお伺いしますが、この一筋8号線というのは避難道路として選定をされているのですか。2つ目、鈴沢川は水防計画の定めがある小河川ですか。お答えください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

1番目のご質問にお答えいたしますけれども、避難道路という形の指定路線は町内にはございません。いずれ今現在ございます既存の道路を活用した中で、活用できる、ただいま申し上げました冠水等によって対応できない部分を除きました箇所を使いまして避難するというような形の行動計画となっているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

すみませんが、もう一度ご質問を願いたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

わからないのであればわからないと言ってもらっていいのですよ。次の聞きようがありますから。多分ですね、水防計画の定めがない川だと思うのです。鈴沢川というのは。

そうすると、同じように町の災害防災計画の中では、災害応急対策計画というのをつくりなさいと、このように定められているわけですよ。そして、その中ではいわゆる水防計画にない避難道路、あるいは小河川、小さい河川、川ですよ。これについても豪雨被害についての応急対策を実施するのだと、このように定めていますよね。いかがですか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

防災計画の詳細な、今お話しされたことについては、詳細な点までは把握していない状況でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

やっぱりね、せっかくつくってある本町の地域防災計画なわけですよ。そして、内水被害や家屋浸水を排除する、減少させるという目的でつくった排水ポンプ設備なわけですよ。それを家屋が浸水しなければ、床下浸水や床上浸水がしなければポンプを稼働しないというのは、仏をつくって魂を入れないというのと同じですよ。もう少し真剣に考えてください。

いいですか。先ほど言った災害応急対策計画の中に定める水防計画、この中では水防計画の定めのない地域でも、小さい河川、小河川にダム化をするような浸水地域が生じた場合は被害発生の危険がある。したがって閉塞等の防止措置を講ずる。とこのように定めているではないですか。なぜ生活道路である金山橋が通行どめになって、冠水して通行どめになっている中で、なおかつ迂回路もない住宅がある中で、宅地が浸水しなければ稼働させないというのは、これは見直す必要がありますよ。どうですか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

家屋が孤立する場合にはポンプを稼働したいというふうに考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

あのね、課長さっき何て答弁されたの。私は5月18日の実態を踏まえて、稼働させる必要があるのではないですかと言った。それに対して答えたのが、家屋が浸水してないから稼働条件に合

致しないと言った。もう少し質問されていることと答えていることがかみ合うような答弁をしてくださいよ。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、答弁不足でしたが、家屋の孤立、あるいは家屋への被害、それから、そういう場合にはポンプを稼働したいというふうに考えます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

あのね、同じことの繰り返し。表現は違いますけど言ってることは同じことだと理解し、私は現実問題として、5月18日に発生した、水害と言っているかどうか、意見の違いはあるのでしょうか。けれども、現実には金山橋が冠水をして通行ができなくなって、町ではあの道路を通行止めにしたわけですよね。そこまでやっっているながら、あのときはまだポンプが引き渡しされていないときだからしょうがなかったのかもしれないけれども、現実にはポンプが平泉に引き渡しをされたわけだから、町民がそのような状況に遭遇をしているのを、規則がこうなっているからだめだということになるのですか。町長いかがですか、ここしっかり答えてください。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほどの課長の答弁ですが、当然孤立したり、そういった部分がもうしないようにですね、やるというのは原則であります。と同時に、今私の答弁にもありましたが、今後マニュアルを整理しながらやっていくという私の答弁であったように、今後その辺を含めながら整備をしていきたいと思えます。

ただ、今後矢の尻にも、先ほど質問の中では国土交通省と言いましたが、岩手県であります。それは直させていただきますが、いずれ今後ですね、さらに内水処理については、平泉のみならず、堤防が冠水するといろんな地域に出てきます。と同時に、徳沢川にも内水対策等々ですね、いろいろ要望あります。しかし、農地を全面的に守るということになると、またこの中身は全く違う内容になってきます。特にここ11区、12区、13区は、特に内水処理については、というのは本当に以前から要望のあったところで、町でも重点的に県にも足を運んでやってきた。そういった中では住民の思いがやっと届いた、そういう今回の設置であります。そういった意味では、今議員がおっしゃったことも整理しながら、今後マニュアルをつくる段階でも地元の、先日も区長にも出席いただいていた稼働訓練がありましたけれども、そういったことも地元も含めながら、協議しながらマニュアルを整備していきたいというふうに思えますので、ご理解を賜りたいというふうに思えます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

はい、ありがとうございます。マニュアルがまだできていないからこそ、やっぱりこの現実をしっかりと直視をすべきだという意味で、私はしつこくお話をさせていただきました。ぜひ町長答弁にあった内容で、住民の不安をしっかりと解消してもらおうということをお願いをしたいと思います。

そこでもう一つお伺いしたいのですが、金山橋、31年度に補修を予定しているという答弁でございました。あわせてかけかえを行うということなのですが、これは31年度に行うということなのでしょうか、どちらも。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

金山橋の補修につきましては、国庫補助対応で考えてございます。国の補助金のつき方もあるわけではございますが、今の段階では31年度に実施したいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

31年度予定ということでお伺いをいたしました。ぜひ、その間、あと2年、最大2年の幅があるわけでございますから、先ほど言いましたように、内水によって交通遮断が起きるとということのないように、対応をお願いいたしたいというふうに思います。

次に、町の財政事情などについてお伺いをするわけでございますが、まず最初に、6つの質問事項の全てにかかわることでございますから、6つの内容については個別に回答をいただきましたけれども、いわゆる全体を通して、現在の町財政が抱えている課題、さまざまあると思うのですが、それらを総じてどのように解析をされているのかということについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、現在の町財政の抱える課題というようなことでございますけれども、まず決算確定してございます28年度の予算をもとにお話しさせていただきたいと思います。

まず、平成28年度の歳入決算額につきましては51億と、そのうち町税が、自主財源の割合が28.6%、地方交付税または国、県等の依存財源の割合が71.4%でございます。この依存財源の割合が高い状況は、過去においても引き続き続く状態でございます。今後につきましても、引き続き健全な財政運営を推進するために、積極的に自主財源の確保に取り組む必要があるというふうに考えているところでございます。

また、28年度の歳出決算額でございますけれども、これにつきましては、50億円のうち人件費

や扶助費等の義務的経費の割合が39.1%となっております。平成17年度と比べますと3.4%ほど低下しているところではございますけれども、依然として義務的経費の割合は40%前後の高い状況が続いているという現状でございます。

今後の歳出の見通しでございますけれども、大規模事業等が今後、社会教育施設等の整備を平成30年度以降に予定してございます。この事業につきましては、約13億程度の事業費を見込まれているところでございますけれども、扶助費などの社会保障関係の経費につきましては、少子高齢化の進展に伴う増加への対応が必要であると考えてございますし、公共施設の老朽化に伴います改修費用の増加も見通される状況でございます。今後、多額の財政需要が見込まれますことから、いずれ町長のほうの答弁の中でも答えさせていただきましたけれども、継続的な、安定的に行政サービスを提供していくための健全財政に努めてまいらなければならないというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

28年度決算をベースにお話しをいただいたわけですが、とどのつまりのところはですね、健全財政づくりに邁進をするということに尽きるのだろうというふうに思うのですが、結局、3月会議の中でも同僚議員の質疑の中で町側が答えているように、いわゆる扶助費だとか、あるいは建設費だとか、そういうものについては現在の水準を下回るようなことはこれから先もしない。それが歳入全体に対するパーセンテージで言っているのか、あるいは金額で言っているのかというのは、まだ明らかになっていないわけでありましてけれども、ただ、1つ扶助費だけを見てもみますと、28年度決算で29億円余りになっているのですね。非常に大きい金額で、これが平成元年から調査をしてみますと過去最高なのです、扶助費。これからますます高齢化社会が進行、進展をしていく中では、この扶助費の占める割合というのは大きくなっていくだろうというふうに思います。

であるがゆえに、この町の全体の行財政計画というものを、6番目に挙げましたように、やっぱりしっかりとつくっていく必要があるのではないかとというふうに質問をしているわけですが、そこでお伺いをしますけれども、総合計画をつくりましたね。平成30年度から32年度までの計画を、諮問会議などを通じて作り上げたわけですが、その中で、企業債を含む起債の発行額が明示されているわけですが、この総合計画で示している起債の総額と、それから、3月に提示をされました34年度までの財政の見込みの中で言っている起債の金額に乖離があるのです。開きがあるのです。事細かには申し上げませんが、なぜこのようなですね、例えば30年度でいうと7,900万円、31年度で3,100万円、32年度で3億ですよ。こういう開きがある。これはなぜ出てきたものなのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

総合計画の中でお示ししました額の起債額につきましては、その中に投資的事業ということで、上下水道債の額も、上下水道の整備に係る起債額も明示させていただいてございます。それで、そのことから、一般会計というようなことになりますと、その中から上下水道にかかわる起債額を差し引いていただきます。それから、さらには臨時財政対策債が含まれてございません。その臨時財政対策債を足していただきますと、明示の額に一致するというふうな内容となってございますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

そうすると、臨財債についてはまだ明らかになっていませんからわからないのですが、今言われた上下水道整備事業の関係で言うと、30年度で1億2,800万、31年度で1億2,800万、そして32年度で同じ1億2,800万。この額を引けば残りが臨時財政対策債ということになると、こういう理解でいいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

臨時財政対策債の額につきましては、毎年度1億2,840万という額を計上させていただいているところでございます。これについては同額で計上させていただいているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

私が今話した部分が臨時財政対策債の部分だという、このように読み取ればいいわけですね。わかりました。

それでは、次に水道事業に関係してお伺いします。

水道事業の老朽化整備事業として、30年度から34年度まで、16億1,000万円余りの事業費を、概算事業費ですけれども、これを見込んでいますよね。そうすると、先ほど答弁の中で、下水道施設は今後の老朽化に伴って多額の事業費が必要になってくると、そのためにアセットマネジメント作成をするというふうに述べました。ただ、まだこの水道設備の老朽化が耐用年数内であるのでつくっていないのだと、対策を。このように答えられました。

一般的に、下水管の標準的な耐水基準というのは、耐用年数というのは50年だというふうに言われていますよね。下水処理場設備は15年だと。このように言われているわけです。先ほど言われましたように、もう36年もたっているというわけですから。そうするとですね、これからつくろうとしているアセットマネジメント策定の課題というのは4つあるというふうに言われているわけですよ。1つは客観性だと。2つ目は継続性だと。そして3つ目は情報処理能力だと。4つ目は予算の妥当性なのだと。このように言われているわけでありますが、そして、この4つの課

題をパソコンに機械的にインプットして、その判断をパソコンが行うと。出てきた出力データを担当職員が修正をしながら、今後の水道設備、下水設備を含めてその修繕に当たると。これがアセットメントと言われる設備の更新策定計画の基本だというふうに、物の本には書いてあるわけなのですけどね。

そこで、私は問題だというふうに思うのは、問題というよりも課題だというふうに思うのは、つまり水道事業の配水管や給水管、それから下水設備を含めて、そういう設備に精通をした職員がここ数年で退職を迎えるのではないかというふうに、私はちょっと心配をしています。つまり、パソコンが弾き出したデータレベルを判断できる職員のスキルアップが求められていると、このように思うわけです。

そこでお伺いしますが、そのための人材育成というのは欠くことができませんけれども、アセットマネジメントがいつつくられるかわかりませんが、やっぱりしっかりと、先ほど話したような4つの課題に基づいて出されてくるデータだよということを解析できる人材育成というのが庁内でも必要ではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

確かに議員おっしゃるとおりでございまして、技術系の職員につきましては、内部での異動によりまして、今土木を担当している職員でも水道も担当できると、相互に全部見られる職員を今育成しております。若い職員以外については土木も下水道も水道も全部担当できるというふうにしてございます。いずれそういう課内での研修、あるいはその仕事の配分を含めまして、職員の育成を図っていききたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

ぜひ継続性を持ってお願いしたいと思います。成長的発展という言葉もありますので、そのように取り組んでほしいなというふうに思います。

次に、2つについて、後日で結構ですから資料をいただきたいというふうに思うのがあります。

1つは、29年度末における企業債の総額が、借金が41億1,300万円あるのですね。したがって、これの元利償還計画を示していただきたい。それから2つ目、下水道事業の老朽化整備事業で、先ほど話をしましたように16億1,800万円、概算費用を見込んでいます。これは多分新たな企業債を発行しなければならないのだろうというふうに思いますから、その企業債の発行予定と元利償還計画を別途お示しいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今後10年の見通しで資料はつくってございますので、後でお届けしたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

よろしくお願いたします。

次にですね、今後の町税収の減少に伴う恒久的な税収対策と、企業立地、いわゆる企業誘致に向けた見通しとそのための環境整備にどのように取り組むのかについて、まとめてお伺いをしたいというふうに思います。

再三申し上げておりますように、3月会議及び30年度の予算審議の中で、町当局はいわゆる恒久的な税収対策を欠くことができないのだと、そして歳入の確保は何もしなければ減ると、何かをして抑えていきたいのだと、このようにもう述べられましたし、町長はそこに手を打たないと何一つの課題の解決にはなっていないのだと、正面から向き合っていると、このように力強く答えられたわけであります。

その上で、この恒久的な税収対策なり、町税減少を補う手段として企業の誘致活動、そして人口減少対策などを含めた働く場の確保と定住策、そういったものを促す施策について引き続き実施していくというふうに答えましたが、何一つ私ども議会には目に見えるものが示されていないわけですね。これはやっぱり、どのようにいつ示されるのかということが課題だろうというふうに思いますので、しっかりと受けとめていただきたいというのが1つです。

2つ目は、今後の企業誘致活動に向けて、答弁の中では複数の会社が触手を伸ばしてきていますと、このように言われたわけです。この間も何度か、非常にいいところまで行っているのだと、こんなふうにも言われて期待をしたわけですが、なかなかうまくいきませんでした。

したがって、3月会議でもお聞きをしたような記憶があるのですが、いわゆる企業誘致が実現をしない中で、平泉町本町として独自に解決すべき課題というものはないのですかというふうにお伺いを3月しましたが、特に県からも言われてませんと、こういう答弁で終わっているわけです。そうするとですね、何としても企業誘致を果たすのだと、そのために正面から向かって対応していくというふうにも言われても、結局は画餅に帰すのではないかと、このようなことが考えられるわけであります。ですから、この企業誘致の前に横たわっている課題を解決するために、やっぱり町を挙げて取り組んでいくという決意を含めて、町長の不転の決意といいますか、そういうものを町民の皆さんに示すべきではないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれ議員のおっしゃることはそのとおりかと思いますが、ただ現実的に、やっぱりいろいろと現場といいますか、直接企業とのやりとりもあります。そういったことを、やっぱり相手もあることですから、全てをお話しできる状態にまで、やはり慎重に対応していかなくてはならないという、企業誘致には大変難しいところがあります。

そういった意味では、もちろん今までも県ともいろいろ、ここ3年数カ月やりとりしてきました

たが、大変状況的には、大分以前お話ししたときもいいところまで行った部分もありましたが、やはり場所的、大きさ、さらにもっと大きい場所を求められたりすると、今の高田前だけでは大変厳しいところもあったのも事実であります。しかしながら、さらに手を広げて工業団地を増設するかといえば、それは今の段階では到底できる内容ではありません。それは議員皆様方がご承知のとおりであります。まずは高田前の工業団地を、今誘致して働く場の確保、そして定住化に向け、さらに財源の確保のために邁進してまいりますので、いずれ私は企業誘致を絶対にやりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

あと、今町長が申し上げたとおりでございますが、企業側からは、誘致が実現した後も、今度は働く人の確保というのも平泉町に大きく期待されておるところです。ですので、働く人の確保というものも大きな問題になってまいりますので、当課では移住定住とともにですが、今後町内で、東京等々に出て働いている方で、もしUターン等したい方いらっしゃるかどうか、そういうものの調査も含めて、企業誘致とともに定住化対策を進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

かつてない考え方が新たに示されたわけでございますから、ぜひ町長の絶対にやるのだと、成し遂げるのだという答弁とあわせて、私どもとしても協力できる点についてはしっかりと協力をしていきたいと、このように思ひます。

次に移ります。

有形固定資産の老朽化対策と財政的な裏づけについてでございます。

非常に多くの有形固定資産、いわゆる箱物といいますか、建物といいますか、これが町内にあ
るわけでございますが、行政コスト計算の算出のもととなる財産あるいは資産台帳の減価償却表
というのは町の中にあるのでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今現在のそれぞれその施設に伴います減価償却表については、ございます。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

あるということですが、そうしますと、平成28年度の本町の一般会計財務書類が公表されてい
ますが、その中に有形固定資産の減価償却率、いわゆる資産の老朽化比率が書かれております。

これは答弁にありましたように49.5%というふうに言われているわけですが、この49.5%の積算根拠というのは何によるものなのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

有形固定資産の老朽化比率でございます。これにつきましては、総務省から示されてございますけれども、減価償却累計額がございます。それを有形固定資産合計から、土地等の非償却資産と減価償却累計額を引いたものを除すると、除した数値が資産老朽化比率ということになってございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

今お話しされたのは、いわゆる比率を出すための計算の根拠ですよ。そのようにしてやるのだということなのですが、私がお聞きしたかったのはそのことではなくて別のことだったのですが、いいです。ちょっと質問を変えます。

平成30年3月時点の28年度一般会計財務書類分析というのが、これまた公表されています。これを見ますと、資産の老朽化比率が26年度は45.7%、それが28年度では49.5%、いわゆる先ほどの答弁ですよ。というふうに、3.8%進行しています。

一般的に、地方公共団体の資産の平均的な老朽化率というのはですね、35%から50%だという基準があるわけですね。そうしますと、26年度以降の老朽化率を見ますと、1年単純平均で1.9%の割合で、平泉町の資産というのは老朽化をしているのですよ。既に自治体平均の50%を上回っていると思うのです。もう30年度なっちゃって。そういう状況の中で、町のこの施設の老朽化に対する更新費用、あるいは財政対策をどのように進めようとしているのか。これをまず伺いをしたい。

ただ、回答でこの間言われてきましたように、臨時財政調整基金を使ってやるのだということには私はならないというふうに思うのですよ。なぜかという、29年度末11億8,200万円ある臨時財政調整基金が34年度には6億5,000万円まで減少するのです。そして5億前後は残しておきたいというこの間の考え方が示されていますから、財調基金の運用額というのは極めて少ない。したがって、そういう意味で、町の施設の老朽化に対する更新費用や財政対策についての考え方、もう時間ありませんから、改めて説明を求めたいと思いますので、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

次に、健全財政の確立に向けた行財政計画の策定。ここがきょう、私一番強く言いたかったところなのですがね。時間がなくて端的にお話しさせていただきます。

先ほど話をした30年3月の町の財務資料によりますと、現在平泉町が持っている地方債、いわゆる借金ですね、借金の利率別の明細表が載っています。皆さんご案内のように、今市場金利がゼロ%だと、あるいはマイナス金利だというふうに言われるような経済情勢の中にあつてですね、

実は平泉町は利率が4%を超える地方債を抱えているわけですよ。これはやっぱり何とかしなきゃいけないと思うのです。

例えば28年度の第4次行革プランの中で、職員の皆さんに経費節減の努力をしてもらいましたよね。その実績の金額が明らかになっていきますけれども、わずか94万8,000円ですよ。ところが、4%以上の利率の借金が今残っているやつの1年の単純利息計算でいくと、158万5,000円なのです。だから、職員の皆さんが頑張っただけで経費節減をした分を、4%なんていう高い金利の債権を抱え込んでいるものだから、帳消し以下になっていると。そういう意味では、やっぱり職員の士気にもモラルにもかかわる問題でありますから、ぜひ1%以上の利息のやつ、2%から4%まで6,200万円も抱えているわけですから、そういうものを一括繰上償還するとか、そういう手法の中で身軽にしていくという方法をとっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

ただいまのご指摘の借入額の調整の一括償還でございます。

一括償還につきましては、できないわけではございませんけれども、それぞれ借り入れ時点でその償還年数を決めてございます。その中できちんと利息も金融機関と決めてございますので、最終的に繰上償還をしたとしても、金融機関に対しましては、その30年後の償還年数に払うべき利息等も含めて繰上償還しなければならないということになりますので、一括で払っても、最終的に30年かけてお支払いして償還しても、支払い総額には変わりはないというようなことでございます。

ということで、これは私の個人的な考え方ではございますけれども、一括償還してその年のさまざまな投資的事業等に活用すべき財源が不足するようなことよりも、これは30年であれば30年という形の償還年数をならした形で、それぞれ毎年度毎年度計画的な償還をするほうが、より有効な活用ができるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

そのために減債基金を積み上げているわけですので、ぜひそういった活用というものも研究をしていただきたいというふうに思います。

以上終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時07分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

先ほど高橋伸二議員からの一般質問に対し、総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許可しましたので、よろしく申し上げます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

先ほど高橋伸二議員からのご質問の際に、2点答弁した内容が違っていたところがございますので、訂正をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、有形固定資産、資産老朽化比率の関係でございました。これにつきまして、率を出す際の算定式でございますけれども、減価償却累計額を有形固定資産合計額から土地等の非償却資産と減価償却累計額を引いたもので除するというお話をさせていただきましたけれども、これにつきましては、減価償却累計額を有形固定資産合計額から土地等の非償還資産額を引き、それに減価償却累計額を足した額で除するというふうに訂正をさせていただきます。

もう1点でございます。借入額を繰上償還した場合の利率の問題でございましたけれども、私、答弁の中で、利率につきましてはどの金融機関についても同じだというふうにお答えしたところでございますけれども、民間金融機関から借り入れした額につきましては、これについては繰上償還した時点での利率ということになっていくようでございます。ただ、財務省財政融資、それから地方公営企業金融機構から借り入れしたものにつきましては、利率については同じ利率というふうになっているところでございますので訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、通告5番、三枚山光裕議員、登壇質問願います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

通告5番、日本共産党の三枚山光裕でございます。通告に従って質問をいたします。

私の質問は3つの項目についてです。

まず1つは、国民健康保険についてです。

その第1点は、国民健康保険の平成29年度の決算の見通しについて伺います。平泉町国民健康保険特別会計の平成29年度の歳入歳出、保険給付費など決算の見通しについて伺います。

国民健康保険の2点目は国保税の負担軽減についてです。定例3月会議でも取り上げました、国保制度が今年度から都道府県単位に変わったわけでありまして、大手全国新聞が全国の自治体に調査したところ、約半数の自治体は制度が変わるのに伴って国保税を引き下げると回答していました。こうした中で、全国におくれをとる状況とはなりませんけれども、平泉町でも国保

税を引き下げのべきと考えますが、いかがでしょう。

国民健康保険の3点目は、短期被保険者証の交付状況について伺います。平泉町では短期被保険者証の交付数が多いと思われま。なぜなのか伺います。

質問の2つ目の項目は、町道の維持管理と交通安全対策について伺います。

その1つは、町道の日常的な維持管理についてです。町道の車道や歩道などはもちろんですが、側溝やためます、雨水ますというのが正しいのかもしれませんが、そういった点など、道路ののり面、そういった部分も含めた日常的な維持管理の体制はどのようになっているのか伺います。

2つ目は、JA長島支店前の交通安全対策についてです。昨年の定例12月会議で、歩道の整備については取り上げました。JAでは協力すると組合長が話してくれたこともお伝えをいたしました。その後どうなったのか伺います。

加えて、JA長島支店の南側、平泉に向かって右側、車道から右側となりますけれども、ブロック塀があります。ここは信号があるところでありまけれども、車のドライバーにとっても見通しが悪いところでありま。信号が通常の作動のときはまだいいわけですが、点滅の時間帯、今ですと朝の4時には明るくなります。相川方面から平泉へ向かう、あるいは前沢、舞川方面に向かう場合は前沢側が非常に見えにくいのでありま。加えて、前沢側は上り坂でありまから、ドライバーとして視線もどうしても上のほうになるということになります。

JA長島支店の交差点は車のドライバーにとっても危険です。対策が必要と考えますが、町としてはどのように考えているのか伺います。

質問の3項目めは農業の振興についてです。

その1点は、農業遺産についてです。農業遺産の認定に向けて、一関市や奥州市、そして県とも連携し、いろいろ努力をされてきていると思いま。認定に向けた到達点と課題について認識を伺いま。

農業振興の2つ目は、道の駅についてです。オープンから1年以上が経過いたしました。道の駅平泉という大きなくくりでありまると課題も少なくないと思いまるので、きょうは特に産直に絞って伺いま。現状と課題について認識を伺いま。

3点目は、農業用ビニールハウスへの支援策についてであります。町では農業ビニールへの設置事業補助金がありまけれども、その活用の促進の手だてを図ることは無論ですが、今後中古ビニールハウスへの支援の制度も検討すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、答弁を求めま。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたしま。

最初の国民健康保険についてのご質問の、平泉町国民健康保険特別会計の平成29年度の歳入、歳出、保険給付費等、決算の見通しについて伺うのご質問にお答えをいたしま。

歳入総額は10億3,500万円程度の見込みとなっております。歳入の主な内訳としましては、国保税が1億7,000万円、国庫支出金が2億3,800万円、県支出金が4,600万円、共同事業交付金が2億2,400万円の見込みとなっております。

歳出総額は9億3,000万円を見込んでおり、内訳としましては、保険給付費が5億3,800万円、後期高齢者支援金等が1億200万円、共同事業拠出金が2億円などであります。なお、30年度への繰越金は、基金積立金と合わせて1億4,500万円となる見込みであります。

次に、平成30年度から全国で半分の自治体が国保税を下げると言われていた、平泉町でも引き下げるべきと考えるのがご質問にお答えをいたします。

本年4月から始まりました新国保制度における保険料率の都道府県統一化をにらみながら改正している市町村が多数あると伺っております。県内の動向を見ますと、引き下げした市町村が6自治体、引き上げた市町村が5自治体となっております。

当町としましては、国保税や保険給付費等の推移を見ながら、加えまして今後予定されております保険料率の都道府県統一化をにらみながら、安定した国保運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。そのため、税率の改定につきましては、さきに述べました状況を勘案しながら、引き下げが可能かどうかも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

次に、平泉町では短期被保険者証の交付数が多いがなぜかのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険の短期被保険者証の交付につきましては、当該年度以外の国民健康保険税を滞納している世帯主で、国民健康保険法施行令第1条に規定する特別の事情がなく、町長が必要と認める者に対して、通年より前の期日を定めた有効期間が3月の短期被保険者証を交付しているものであります。平成30年5月末現在で、国保世帯1,136世帯のうち、19世帯に対し短期被保険者証を交付しております。

この交付につきましては、納税相談を実施し、納付されない場合や分納誓約書を提出したが誓約どおり履行されない場合に交付しております。未納者につきましては連絡がとれなくなるケース等もあり、短期証を町の窓口で発行することで、未納者との接触の機会をふやし、自主的な納付につながる場合や納税相談の場ともなっております。

国民健康保険は互助の性格が強い税制度であります。これからも納期限までに納付いただいている納税者との公平性を保つため、現年度課税分の納付を優先し、新たな未納者を発生させないとともに、過年度分の未納者に対しては納税相談や納付資力等の調査を実施し、早期の滞納解消に努めてまいります。

次に、2番の町道の維持管理と交通安全対策についてのご質問の、町道の側溝やためます、のり面などの日常の維持管理の体制はどのようになっているのか伺うのご質問にお答えをいたします。

町道の維持管理について、定期的に職員がパトロールを行っていますし、町民その他からの情報提供により、損傷箇所があれば必要に応じて修繕を行っているところでございます。

側溝やためすの土砂の処分について、国がいまだに処理基準を示しておりませんので、一斉清掃においても泥上げを自粛するようお願いしている状況でございます。大量に堆積し側溝機能が著

しく損なわれている箇所については、業者に委託し、その場に泥上げをしているところがございます。

町道のり面の除草については、交通に支障となる路線を業者に委託しておりますし、一部につきましては行政区での対応をお願いしている箇所もございます。基本的にはパトロール等の結果をもとに緊急性の高い順に予算の範囲で管理を行っているところがございます。

次に、J A長島支店前の県道交差点の安全対策について、町としての取り組み状況について伺う、またJ A長島支店南側にはブロック塀があり、見通しが悪い、対策が必要と考えるのがの質問にお答えをいたします。

J A長島支店前の交差点の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。平成29年12月会議の三枚山議員の一般質問にお答えした内容と重複する内容もございますが、県道相川平泉線と主要地方道一関北上線の交差点のJ Aいわて平泉長島支店前につきましては、議員ご指摘のとおり見通しが悪い状況でありますし、勾配もきつい状況であります。早急な交差点改良が必要と考えておりますが、一関北上線の田頭地区から竜ヶ坂地区までの抜本的な改良を県に要望しており、この要望の実現を急ぎ、その中でJ A長島支店前の交差点改良にも実現していただき、交通安全が早急に図られるようお願いしてまいりたいと考えております。今後ともこの事業の重要性を訴え、一日も早い要望実現に向け努力してまいりたいと思っております。

次に、3番の農業の振興についてのご質問であります

農業遺産の認定に向けた取り組みの到達点と課題についての認識を伺うのご質問にお答えをいたします。

東稲山麓地域の世界農業遺産認定の取り組みにつきましては、平成28年9月に地域団体代表と関係機関や認定推進協議会を設立し、この間、住民説明会やシンポジウム、広報等の啓蒙普及活動を行ってきました。また、あわせて当地域の農業の概要、関係する自然や歴史、食文化等の調査も行い、さらに地元有識者及び学識経験者からの助言も考慮しながら申請書を取りまとめ、現在、申請書内容について最終の詰めを行っているところであります。

さて、この取り組みの到達点ですが、何世代にもわたり営まれてきた地域農業を維持していくことであり、そうしたことを考えれば、主役である農業者の高齢化及び人口減少等による後継者不足が課題であると認識してございます。

次に、道の駅平泉がオープンから1年が経過した、現状と課題について認識を伺うのご質問にお答えをいたします。

道の駅平泉につきましては、昨年4月に念願のオープンを果たし、12月から3月の冬期間は来客数の減少が見られるものの、年間を通じて町内外の多くの方々に利用される新たな交流拠点として定着したところであります。

さて、道の駅平泉の産直部門についての現状ですが、町内の出荷者数はこの1年の間に1割ほどふえており、参考まで、商工品を含めた出荷者全体としては3割ほどふえている状況でございます。その中で農産物の出荷については、冬期間を除けば一定程度供給していますが、まだ十分とはいえず、不足分は指定管理者であります浄土の郷平泉で、状況を見ながら市場等から仕入れ

を行っている現状であります。そうしたことから、出荷農産物の安定的な数量確保が課題であると認識しております。

次に、ビニールハウス設置事業補助金の活用促進とともに、中古ハウスへの支援制度も検討すべきと考えるがの質問にお答えをいたします。

ビニールハウス設置事業補助金につきましては、平成25年度から実施しておりますが、この補助制度創設に当たり、国及び県の補助制度の事例を検討した中で、新設ハウスを対象とした経緯がございます。本事業補助金を活用した場合、初回の出荷日から5年間販売実績を報告する義務が生じますが、中古ハウスを設置した場合には5年を待たずに使用できなくなるという可能性もあり得ることから、ビニールハウス新設及び新設に係る資材費、設置工事費としているところでございます。

なお、今年度新たに個人向けに加えて団体向けの補助制度を創設したところであり、道の駅平泉の農産物販売拡大に向け、さらなる周知とともに活用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは、2回目の質問をしたいと思っておりますけれども、先に短期保険証について伺いたいと思っております。

答弁の中で納税相談とか、つまり納付者の、滞納者ということになるのでしょうか、担税能力といいますか、資力という言葉のようですけれども、そういった調査をし、早期の滞納者の解消に努めてまいるといふ答弁がありました。

ことし2月の時点で平泉町の場合は27世帯46人の短期証の発行、交付ということになっていたと思っておりますが、それが19世帯に減ったということでもあります。西和賀町では4、それから住田町では15ということで、これも同じくことしの2月1日時点でしたけれども、やはりそれと比べても多いなということだったのであります。

滞納された世帯に対して役場の担当者が親切に相談しながら19に減ったのだとは思っております。それはそれで、そういった国保の運営に責任を持つという立場からご苦労もあり、それはそれとして、担当者の努力はそのとおり評価もしたいと思っておりますが、ただ、率直に申し上げたいのは、私が質問通告に対して、私と役場とちよつとずれがあったかなと、認識の、思います。

私がこの短期証の交付を質問したのは、短期証の交付が多いということだけでなく、多いから早く納入させて短期証の交付数を減らさないということ求めたものではありません。質問の趣旨は、基本的には短期証の発行はやめて通常の保険証を交付するように改善してほしいと。それが望ましいという立場からの質問であります。

その上でお聞きしますけれども、短期の保険証を交付されている方、保険料の滞納ということになると、そういう世帯ということになっておりますが、今19世帯、経済的にやっぱり厳しいのだ

ろうと思います。職業とか、あるいは正規とかパートとか、あるいは年収なんかどのくらいに大体なっているのかということをお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

短期発行者については、議員おっしゃるとおり現在19件ございます。19件のうち、職業で言いますと自営業の方、または年金の生活者の方とか、あとは職業ではございませんが、母子世帯の方等々が短期の発行者の対象となっております。

町といたしましては、町長のほうの答弁にもございましたけれども、滞納者となるべく接触の機会を設けて、納税資力等の状況を把握しながら適切に対応していきたいという考えがございますので、短期証を納税者との接触のよい機会と捉えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

それでは伺いますけれども、最初の答弁の中で、短期証の交付の根拠として国民健康保険法施行令1条というのが出てきた。1条の特別の事情について説明をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

国民健康保険法施行令第1条に規定しております特別の事情と申しますのは、世帯主が財産につき災害を受け、または盗難にかかった場合。世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、また負傷した場合。世帯主が事業を廃止し、または休止した場合。世帯主が事業につき著しい損害を受けた場合。あと、今話した4つの事由に類する理由があった場合が、特別の事情に該当いたします。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

そのとおりでありますけれども、結局、やはり経済的ないろんな事情の中で、経済的な困難を負ったところなわけでありまして。そして、担当者からちょっとお聞きしましたら、いろいろ自営という人もいたり、本当に大変だと。今の答弁でも、自営業、年金、母子ということで、やはり、年収について出ませんでしたが、経済的に困難な方なのですね。そういった方なので、やはり大変だというのが実態だったと思うのですよ。

さっき言ったように、ではほかの自治体でも実は短期証を交付しているわけです。ただ、盛岡市、基本的に交付ゼロなのです。人口は30万、29万二、三千いまして、これは去年の3月ですけども、世帯で3万7,594世帯、保険者5万7,635人いるわけです。とてつもなく平泉と比べて大きいわけですが、基本的にはない。まあ1世帯というたしか記録ありました。これはや

っぱり何かいろんな事情があったというように聞いていました。

そういう点で、何で盛岡市はそういうふうになのかという点なのですが、最初の答弁の中で、互助の性格が強い制度だから、期限までに納付されている納付者との公平性を保つためという答弁がありました。滞納者の早期解消という、その努力それ自体はいいのだと思うのです。ただ、互助の性格というのがありましたので、私も、これは3月議会でもちょっと思ったのですけれども、そこでお尋ねいたします。国民健康保険法1条、一番先、何と書いてありますでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

萩山税務課長。

税務課長（萩山義浩君）

ただいまちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

1条はですね、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。つまり互助ではないのだ、社会保障だということが書いて、先ほど盛岡の話もしました。盛岡市もいろんな経過があったのです。以前は随分あったようです、短期の発行というの。しかし、これは互助ではない、社会保障なのだ、しかも保険証ですから命にかかわる最も大事なこと、憲法25条に保障された、そういったところから、盛岡市でも発行を基本的にしない、短期証はしないということになっているということのようです。

いずれにせよ、そういうわけですので、ぜひとも、そういった点として、先ほど相談の場になっているというのは、それはそれでいい。ただ、27から今現在19に減ったというのは、そうした話し合った中でいろんな支払いの方法とか相談に乗りながらやった、これはいいことなのです。だから、そうやって実は納入しているわけですから、短期証発行ではなくても相談して、一回に納められなければそういったことをやるということが大事ではないのかなということなのです。だから、短期証の発行でその相談の機会としなくても、実際納めているわけですから、そういう点でぜひとも検討していただいでですね、盛岡市のようにそういった発行をしないように、そうやってやっぱり人権的な問題もあると思うのですよ。そして、なかなか短期証となれば、いろんな社会的にも、やっぱり制裁的なことだと思うのですけれども、67条ではそういったことも実は言っている。ただ、さっき言った、これは平成13年でしたか、短期証の交付というのは出てきましたので、そういうふうな仕組み上は相反するような法律にはなっていますけれども、ぜひとも検討していただきたい。いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

萩山税務課長。

税務課長（萩山義浩君）

短期証の交付につきましては、一度に納められない方につきましては分納誓約等をしていただ

きまして、分納誓約どおり履行をしていただいている方については正規の期限の保険証を交付いたしております。今後、短期証の交付につきましては、法等も、うちのほうで定めた要綱等もございしますが、検討をしてみたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

では、決算見通しについて次伺いたいと思いますけれども、保険給付は28年度と比べ若干ふえているというふうに思います。ふえた金額と増加の率ってどのくらいでしょうか。28年度と比べて29年度の見通しですか、金額。医療費のふえた、医療分ですね、保険給付費ですね。それから、歳入から歳出を引いて、先ほどいろいろありましたが、繰り越しの見通し額、そして28年度のこれも決算との増加額、この違いというの、見込みは幾らか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

まず最初に保険給付費でございますが、28年度と29年度の差額につきましては、これは29年は見込みでございますので、概算ではございますが、943万3,000円ほどの増額となっておりますし、あとは繰り越しにつきましては、1,195万6,000円ぐらいの繰り越しが多くなっている、増額になっているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

事前に言っておけば答弁もしやすかったと思うのですが、いずれにせよ、給付費という、医者代は28年度に比べ29年度は940万ほどふえたということです。率から言えば1.8%ならないかぐらいでふえてはいるのです。ただ、29年度、これは見込み、繰り返しますが見込みではありますけれども、歳入から歳出を引いて600万ぐらいですか。黒字ということになっているようです。そこには新たに基金への繰り入れに1,000万も入っているわけですがけれども、いずれにせよ、そうやって基金の積み増しもできたということでもあります。そして、基金と繰越金の合計は1億4,500万円余りの見込みだということです。

そういう点で、そうすると、1億4,500万円、3月も取り上げました。3月よりさらにふえたということで、やはり引き下げる財源といいますか、お金はあるのだと思うのです。

例えば、今世帯数たしか減っていて、2月の時点から世帯数で1,138かに減った。例えば1世帯7,000円余りの国保税だと、多分800万ぐらいだと思うのですよ。そうすると、そうした基金、あるいは繰越金、1億あるわけですがけれども、七、八%で間に合うのですよね。だから金額的にも全く問題ないと。そして、新しい制度は、県からこのぐらいの医療費納めなさいということで、それを納めればいいわけですから、市町村は。そうしたときに、そんなに残しておく必要はあるのか。十分引き下げられる根拠があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

確かに基金とあと繰越金を含めまして1億4,000万あるので、その分の税率を下げたらいいのではないかという、確かにそうでございますが、ただし、単年度決算で見ますと、27年、28年につきましてはほとんどマイナス、赤になっている状態でございます。

この繰越金9,000万、1億の分につきましては、平成25年度に国保税の税率を上げさせていただきましたが、このときに大体6,000万ほど、あと次の年の26年度には4,000万、5,000万くらい残って、繰越金がありまして、それが今まで続いてきているということございまして、27年度以降につきましては、単年度決算でいきますと、ほとんどプラスマイナスゼロということでございます。

ただ、あと国保税引き下げればよいというわけですが、年々被保険者が減少しておりますし、国保税も年々、1,000万近く減ってきている状態でございますし、あと逆に保険給付費が今度1,000万円、平成28年度比ですが、1,000万くらいふえていると。入ってくるほうが少ないようになって出ていくのがふえていくという状態でございますし、1億4,000万が、それではそのくらい残していれば次に備えるためには妥当なのかというところ、ちょっとその辺もなかなか不透明なところがございますし、あとは高額療養費が、平成25年度になぜ税率が上がったかというところ、その24年度に高額医療費がどんと上がりまして、それに対応したことによりまして繰越金も基金も枯渇しまして、25年度に税率を上げたという経過がございます。そういった経過を踏まえますと、やはりもう少し県の事業主体となったこともありまして、県からの事業納付金が幾らになるかも定まっていないところで、なかなか浮動する、確定しているところもございませんので、ここ四、五年くらいはこの様子を見ながら国保の運営をしていきたいと思っておりますが、ただ、町長答弁にもありましたが、税率を下げることを今後検討しながら行っていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

千葉課長は前はこちら側の席にいたので、3月に聞いていたと思うのですが、もし覚えていれば、所得に対する国保、協会けんぽ、組合の保険料の負担の割合って覚えていましたら、幾らでしょうか。

（「すみません、もう一度お願いします」の声あり）

4 番（三枚山光裕君）

保険料の負担の、保険の種類によつての割合です。所得に対する。国保、協会けんぽ、組合健保。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

大変申しわけありません。その辺はちょっと把握しておりません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

3月言ったので、別に私も質問していて忘れるもので、答えられなくてどうこうということはありませんけども、国保が10%、1割です、負担の割合、所得に対して。協会けんぽが7.6、組合健保が5.8ということで、やはり国保は高いというわけです、所得に対して。だから先ほど来の被保険者証、短期のやつでも、やっぱり所得が低い人なのですよ。だから払えないって。もう前提としてそういうことがあるということをよく、やっぱり理解する必要があるのだ。それから、やはり互助ではなくて社会保障なのだというところが大事な点だと。ちょっと午前中時間ないので。

それですが、その一関で新年度7,000円、世帯当たり引き下げるのだよということを3月言いました。それで、今ずっと聞いてきた基金繰越金の関係で言いますと、平泉町は1億1,400万ぐらいで保険者が1,876人ですから、割ると6万767円、1人当たり。隣の一関は基金とか繰越金がいっぱいあるのかということそうではなくて、一関は基金と繰越金合わせて6億9,752万9,755円、保険者が2万8,881人いますから、2万4,151円なのです。だから平泉は一関の2.5倍も基金繰越金があるわけです。だから先ほど来言っているように、お金あるではないかと。

ちなみに聞きますけれども、その積立金は何かほかに使いますか。基金積立金は。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

この基金積立金につきましては、国保会計のみにしか使えない基金となっております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

そうですね、目的税ですから。ということなのです。だから、ここはですね、このぐらいお金あって、やっぱり取り過ぎたのだと思うのですよ。そこは納税者に返すというのが基本ではないかなというふうに。

それで、ここは千葉課長に引き下げてと言っても、千葉課長が一人で決められるわけではないので、町長に求めたいと思いますけれども、7月31日も来るし、8月5日もいずれ来ます。やっぱりここで国保税下げるといふに言っただけならば、非常に町民も喜ぶのではないかと思います。いずれにせよ、先ほど来言っているように、やはり1960年代は7割が農家と事業者、商売やっている人、そして今はそれが4割になっちゃって、あとはほら、本当に所得の低い人になっちゃったわけです。だから、最も根本的に運営が困難になっているという制度上の仕組みの問題がありますから、ただ、こういうふうに基金があるので何とか町長決断してもらえないかということ伺います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど答弁も申し上げたとおりであります。いずれ医療費がですね、今1億幾ら、過去にも、先ほど答弁にもありましたが、マイナスのときもあるわけです。それは小さい町だからと言えばちょっとあれですが、加入者が1,000ちょっとのあれなのですが、そういった中、医療費がちょっと変わっただけで物すごくその上下が激しいのです。そういった意味では、今そのぐらあるから下げたらいいのではないかという今の議員の質問もですね、わからなくはないのですが、それは過去にもそういったときもありました。しかし、やっぱりちょっとした医療費がかさむと、物すごくその負担が大きくなったりする場合というのは、これはちょっと見通せないところであります。特に今ですね、ことし県でということになったのですが、今後の推移も、やはり今制度が変わった時点だからこそ、今後の動向を見ながら、やはりそれを推移もきちっと判断しながら、やはり慎重にここはやらなくては、今あるから下げる、では2年後は今度上げますよということにはやはりならないというふうに思っております。そういった意味では、今の制度がある意味では落ちつくここ3年、5年をきちっと精査しながら運用をやってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは午前中に引き続き質問いたします。

大きい2つ目の町道の維持管理と交通安全対策についての質問です。

管理の点については答弁をいただきましたが、実は、例えば町道ののり面ですね、通常、我々もそうなのですけれども、町道なり県道の沿った自分の近くの草などは刈ったりするわけですが、これまでもそういうことでやっていたのだけれども、道路で言いますと下西風線なので、長島の、そののり面のとりわけ側溝よりちょっと上のあたりからのメッシュというのでしょうか、金網状の結構太い、のり面保護のために使っていると思います。私も余り見たことないので、非常にそれが、例えば草を刈ってもいいのだけれども、刃が壊れるということなのだそうです。

それで、そういったところの管理なり、通常そういった草が伸びたりした場合の、どうなって

いるのかということ住民の方からも言われたものでしたから、担当課ともちょっとお話を申しましたら、やはりそうなるとなかなか、町としては当然町道全体を見ながらというのも、人的にも、お金の面もあるかもしれませんが、ただ、そういった町民のところでもっとその辺はと言ってもできない場合がある。そういうところはどういうふうにするのかという点が1つ。

それから、ためます、雨水ますなのですけれども、さっき放射線の問題は以前にもありましたけれども、ずっとたまった土砂を取り上げなければ、雨水ます、ためますの役割を果たさないわけですね。2方向ぐらいから側溝が入って、ますがあると。そして別の方向に流すという役割なのですけれども、そこがもういっぱいになって、土が堆積しているわけですから、どんどんそこからあふれるわけですよ。そうすると、道路を流れていくというふうになる。

そういう状況の中で、では、その放射線の量というのは、実は何かその基準なり、害を及ぼす基準になっているのか。その点についてはいかがでしょうか。お聞きいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

町道の草刈りにつきましては、全部町でやるというのは、はっきり申し上げて不可能でございます。地域の方々のご協力も得ながらやっている状況でございます。

先ほど話しされましたように、のり面保護のために網を張っているという箇所が多々ございます。そういう箇所でもどうしても地域の方々で草刈りが不可能だということであれば、場所を見ながらうちのほうでの直営での草刈りも検討してみたいというふうに思っております。

また、ためます等の土砂につきましては、放射線の測定をしてはございません。ほかの状況を見まして、放射線の汚染がされているだろうというふうに考えてございます。このためますのそばにストックできる場所があれば、それにつきましては状況を見ながら上げている状況でございます。いずれ処理基準が早く指定されることを待っているという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

例えば草刈りなんかの場合、さっき言ったように県のやつを町で管理するとか、市町村だったら国のやつを管理するところもあるようですが、仙台市などはそういった点では、刃の提供とかそういったこともやっているようでありますが、いずれ手が回らない、財政的にも経費的にも大変だとなればいろんな工夫もしながら、そういったほかの例なども参考にしながら、やはりそういった住民の方の不安に答えるようにしていただきたい。

それで、雨水ますなのですけれども、以前に防火水槽、土を上げたという話も総務課長答弁していましたが、いずれ今、ちょうど高橋課長も言ったとおり、近くに上げるところがあればいいということです。

実はこれは俄坂線なのです、具体的な話で。それで、越えて行って、途中までアスカーブ、アスカーブってアスファルトの水を側溝のかわりに流してやったりするやつなのですけれども、途

中まで、去年もやったのかな、新しいやつでしたからありますが、ああいった点での対応も必要だとも思います。

それから、実は側溝の下も水が流れているというのがその近所の方のお話で、もともとそのままは底がないのだという話なのです。だから、そのり面の反対側のうちに、雨がいっぱい降ると流れるということで、何か個人の方の自宅の裏、いっぱい水流れるので、もともとあった側溝を少し広げようかということで、業者さんに見てもらったら、何でこんなに水が流れるのだという話で業者さんが不思議に思って、それでそのためますにたどり着いたということのようなのです。そういうことも実はありまして、それで、そのためますの近所の方が、いや、もともとあれ、ますの底がないのだと。ただ型枠を張ってやって、底も打つというやり方と、既存の何か四角いのもたしかありましたよね。そういうふうには、今はあるかわかりませんが、後で底を生コンというのもありましたが、そういうことで、以前から抜いていたのだと住民の方が言われてまして、その以前がいつのことか、聞いた方もいるかどうかはわかりませんが、ただ、いずれ何回も言ったのというふうなことを言われますので、私も、別に役場の肩を持つとかいうことではないですけども、やっぱりそういったことを言われるのは気持ちのいいものではありませんから、そういったことも含めて上げるなり、土を上げて、そして底がなければ打つということもきちんとして管理することが大事だろうと、そのことが大雨降ったときに水が溢れたり、あるいは個人宅に被害を及ぼすということがなくなるのかなと思います。

そのためます、雨水ますと、それから個人のお宅へ上がっていくところの側溝にグレーチングという金属製のふたがあるのですが、そのためますのグレーチングと側溝のグレーチングを針金で押さえているのです。何でだろうと、役場でやったのかなと思ったらそうではなくて、結局さっき言ったように、側溝の下を水が流れているので、側溝自体がもう不安定になって、ためますとの関係で段差もでき、そのグレーチングが危ないといって、それで針金で押さえていたという状況もありましたので、いずれ管理と、それからきちっと対応もとっていただければという点で、これはお願いをしたいと。

次に、交通安全対策に移りたいと思いますけれども、その去年の9月か、ぜひ、当時も今も平泉の組合長は佐藤さんで同じなわけですけども、ぜひ、組合長は協力すると言っていたので、私個人ということではなくて、やはり行政がそれなりに動くというのが大事だと思うのですが、農協への何らかの働きかけはしたのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

あの場所につきましては県道でございまして、県が管理してございます。それで、前のお話を受けまして、JAではそういう考えがあるようですよということにつきましては、一関の土木センターに伝えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

これはですね、道路は県のということになる。それから、以前の歩道の関係で言えば、そちらは農協の部分があるといえば、その土地の権利云々では町にはないということをはっきりしている。ただ、やはり住民からすれば、県もあるいは国も町も同じで、もちろん身近な町にこの交通安全の対策を求めるのは、不便なところがあれば求めるのは当然だと思うのです。そういうときに、それは県だしなと思ってはいないと思いますけれども、国だろうなと思ってはいないと思いますが、そういうふうな点でぜひとも、直接的に関係あるわけではないのですけれども、対応していただきたいと思うわけです。

それで、実は先ほどの答弁の中で、新しい交差点の安全対策で道路のという話がありました。この見通しはあるのですか。いつごろできるのでしょうか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

県では現在、県南地区では柵の瀬橋を重点的に事業推進しているということでございまして、その柵の瀬橋完了後に検討したいという話はされてございます。ただ、要望会の回答でもランクはCランクの回答でございました。ですから、今のところでいつに着手するかというのは未定でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

結局いつかと、どのぐらい先かもわからないというのが現状で、そのことと道路の改良と、それから交通安全対策ってまた別問題だと思うわけです。ですから、県の担当課でも、これも9月に言いましたけれども、やはり用地買収の問題とかという課題が解決すると優先順位も変わってくると話も実際言っているわけですから、担当者が、やはり町のほうが積極的に動いてもらうことが大事だと思うわけです。

それから、ブロック塀ですけれども、昨年ですか、農協が残念ながら長島支店もなくなるという方向が決まったようでもありますけれども、その辺を聞きに農協に出向きまして、当時の専務に話を聞いたところ、仮にそうなった場合、あの支店はどうなるのだということを伺いましたら、とにかく地元役に立つように考えているという話もされていました。

そういう点でありますと、ブロック塀のことなのですが、多分あれは今必要ないというか、スタンド、給油所があって、多分消防法の関係だと思うのです。そうすると必要なくて壊せるというものだと思うのですよ。ですから、農協でも歩道のことも含めていろいろ言っているわけですから、町のほうでそのことも含めて、もう少し積極的に言ってもらえれば、やはり私もあそこは見通しが悪いなどは思っていたのですけれども、やはり住民の方からすれば、あれなければ本当に見えるのになということ、なるほどと思いましたが、そういう点でもこの辺の、お願いします。

それで、もう一言ちょっと言い忘れましたが、歩道のことで、スクールガードがいるのでお願いしてというふうに課長に前言われました。実はこないだあえて言いませんでしたが、これはスクールガードの皆さんからの要望だったのですよ。歩道の件。課長もご存じだと思うのですが、そういう点で、この点では引き続き、もっと積極的にやっていただきたいということです。

それでは、時間もないので3つ目の農業の振興に移っていきたいと思います。

まず最初は道の駅についてです。

数量の確保、野菜ですね、課題だということでもありますけれども、それで、今どういう対策を講じているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

オープンして1年になるというふうなことで、まず新規作物の苗代でありますとか、それにかかわる肥料代とか資材代、そういった補助制度を設けておりまして、昨年設けたわけですが、なかなか実績が上がらないということで、ことしはそれをさらに使いやすい内容に改善して周知等をしております。

それから、ビニールハウスの補助制度、これについては個人の補助制度、25年から創設しておりましたけれども、ことしから新たに団体の補助制度枠を設けて、ビニールハウスの利用も促しているところであります。

それから、1年の経過する中で、やはり生産者の方々の組織が必要ではないかというふうな話が出ておりまして、この4月に入ってからですが、生産者の出荷組合をつくりまして、今会長、副会長と役員も決めて、生産者みずから計画的に出荷するような体制を整えたところであります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

1年たって、それから、当然5月とかになれば前から言われているとおり、端境期ということで野菜もない、そうなればハウス物というのは必要にはなると思うのです。それで組合もつくったということですが、やはり道の駅室根にも行ってきましたが、4月でしたかな、どうしても野菜の種類は少ないのですよ。室根は。ただ、数はあるのですよね。うちの平泉だと1メートル80か90くらいの棚に4つか5つ、加工品含めてというところなのですが、それが室根だと4月の時点でもう20くらいあるのですね。だから、そういう点でも見劣りという言葉がいいかどうか分かりませんが、数は少ないけれどもやっぱりそういうふうになっていると。多分それは農業のスタイルの違い、野菜の数は確保できるという、東磐井というか、そういった点が出ているのかなというふうに思います。

いずれそういう点でいろいろ対策は打っているようですが、やはりとりわけ農家の方が、ある

いは農家というふうには言わなくても、それを主たる生計になっていなくても、ではつくろうと、実際今の時期、ちょっと前だったら結構畑には立派な野菜があるわけですが、それは道の駅に出すわけではない。ただ野菜もあるわけですから、その辺を具体的に農家の方、あるいはそれ、ちょっと野菜をつくろうという方が、ではやろうかという意識がまだ持たれていないというところなのだと思います。その辺での対策というのは、組合つくったのはわかるのですが、どうなっているでしょうか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

農家の出荷に対する意識、そういうものも大事だというふうに、そのとおりでと思います。

道の駅ができたということで、今までは系統農協への出荷が主でありましたし、やはり量的にもある程度の量がそろったものの出荷ということですが、道の駅につきましても、小さな経営で多品目、少量多品目ということで、少しでも出荷できるというふうなそういったメリットがありますので、実際1年間やってくる中で1割ほど出荷者数もふえておりますので、そういったよい事例等を少しPRしながら、出荷者同士の組合もできたことですので、そういった情報共有をしながら、それぞれ組合員をふやすような努力もあわせて持っていけるように、出荷者の方々に對しまして指導をしていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれなかなか、これまでも苦労してきたし、実はこれからも苦労する分野なのだと思います。それで、農業、工業、商業、これも本当に振興にも役立つようなというふうに、この道の駅の役割もあるのだらうと思いますので、引き続きですね、もしなかなか、どの課、役場の課でも人が足りないというのはあると思うのですけれども、必要ならそういったところで人もふやしながら対応していくことも時には必要なのかと思います。

今、一関からことしですか、平泉に酒造会社さんが来たということがありますが、実はその跡地の末広に何か農協さんがつくるということも、前から私も聞いていましたけれども、そうなるもまた野菜の奪い合いということではないにせよ、なかなかいろいろそういう点でもまた苦労がふえるのかなと思います。ですから、そこはきちっと対応していただきたい。

それからハウスについて。ハウスについては、実は農協ではもう中古のハウスにも補助しているのですよ。やはりある方も200万、大きいやつでかかって、中古入れたら100万ということで、立派なハウスです、本当に。私、町内回っても、立派なのだけれども使っていないハウスもあったりという点では、景観の問題もあるだろうし、それからエコといいますか、せつかくあるものを使うということは大事であると思うし、やっぱり農家でも初期投資、200万と100万では違いますからね。そういった点でも、実際は農協にもある、いろいろどこで、どのようなやつも、確かに私も途中でやめた方も知っています、小菊をつくって。ああそうなのだと思いますけれども、

ぜひとも対応を検討していただきたい。

それで、農業遺産について。実際見通しはどうか、端的に、認定の。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

世界農業遺産につきましては、ユネスコの世界遺産が不動産を対象としているのに対しまして、このFAOの世界農業遺産につきましてはその農業のシステムというふうなことで、そのありようについてというふうなことで、なかなか難しい概念でありますし、またこの1年間、住民説明会等もしてきた中で、いろいろな生態系の調査であるとか、文化、歴史、さまざまな調査をしてきて、今まさに来週ですね、申請をするというところで、ぎりぎりまでいろんな資料を集めてまとめているところであります。

その中で、昨年この地方では稲作の関係で大崎市が世界農業遺産に認定されておりますけれども、その地域との違い等がなかなか難しいというふうなことで、楽観視はしておりませんが、非常に、結論から言うと厳しい状況というふうに認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

時間があと2分ですので。

それですね、やはり厳しいという率直な話がありました。そこですけれども、とりわけ長島、2市1町というところとどうかとは思いますが、やはり農業懇談会の中で長島の石積みの棚田の問題が出まして、なるほど私もそっちこち見ました。町長宅の前にも立派な石積みの棚田があります。

それで、実は東日本では石積みの棚田というのはほとんどないらしくて、それで実は日曜日に、そのために宮城県の丸森町に行ってきました。阿武隈川沿いの、国道も実はすれ違えないところがいっぱいあったり、交通アクセスは悪いのですが、本当に10枚、20枚の棚田で石積みなのです。あそこを見てきましたが、そこと比べても、長島の棚田はすごいと思ってしまう。つくった方ももうほとんどいなくなったという中で、ぜひ、この価値というのはすごいと思います。これは本当に遺産級だなと。それをやっぱり伝えていくということは、その棚田でいろんなイベントもできるでしょうし、これから、今々後継者がいなくても、将来に残していくということは農地を保全する意味でも大事だと思うのです。そういう点で、山谷のあたりとか、沢沿いに、本当にいい場所だなと、ここはパンフレット載っていますけれども、小学校の旧正門のあたりなのですよね。そこだけでなく本当にすばらしいところがあります。そういう点をぜひとも検証というか、調査というかですね、やって、地域振興にも農地の保全なんかに役立てていただければいいと思いますが、時間もないので、もしその点で何か。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

世界農業遺産につきましては、農業のシステムということですが、景観というのも非常に大事な要素であります。西行桜の森周辺は国の名勝指定も受けておりますし、そういった中に棚田もあったり、あるいは石積みのそういった棚田もありますし、そういったものにつきましては、これからも守っていく必要があるというふうに認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

続きまして、通告6番、阿部圭二議員、登壇質問願います。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

通告6番、阿部圭二です。

それでは、一般質問、通告どおりに質問させていただきます。質問事項は5項目にわたっておりますけれども、それほど項目的には多くないと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

1番、まず子育て支援について。保育所の待機児童の現状について、現在待機児童は出ているのか。そしてもう1点、保育士の増員と確保について、子供たちの保育環境を保つためにも、保育士の過重労働を防ぐためにも、保育士の増員が必要と思うがその手だては。

そして2つ目として、就学援助について。生活保護の基準額について、生活保護の基準額に対する掛け率を引き上げるべきではないのか。

3点目として、新しい住宅政策について。新しい住宅政策はどこまで進んでいるのか。

4点目として、平泉町の教育について。道徳について、教科という形になったけれども、子供への評価はどのようにして行うつもりなのか。そして教育のもう1点目として、性教育について、東京都で問題になったけれども、平泉町の性教育はどのような形で行われているか。

そして最後の5点目になりますけれども、児童クラブについてであります。これは3項目にわたっておりますけれども、まず1点目、児童クラブの利用料について、土日の保育にはお金がかかって大変な負担になっておりますけれども、現状とその改善策を伺う。2点目、児童数について。初めて入れなかった方が出たけれども、現状と改善策を伺う。3点目、指導員の労働条件について、指導員の労働条件の改善が必要と思われるが見解を伺う。

よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の子育て支援についてのご質問の、保育所の待機児童の現状について、現在待機児童は出ているのかについてのご質問にお答えをいたします。

平成30年度4月当初の入所状況は、平泉保育所127人、長島保育所91人となっており、待機児童はおりませんでした。5月からの入所希望者、ゼロ歳児2人については、職員の体制が整わ

ないため、現在待機となっております。

次に、子供たちの保育環境を保つためにも、保育士の過重労働を防ぐためにも、保育士の増員が必要と思うがその手だてはのご質問にお答えをいたします。

保育士については、保育に係る最低基準の人数が定められており、入所児童数をもとに限られた人数で保育対応しているのが現状となっております。議員ご指摘のとおり、子供たちの保育環境を安全に保つためにも、保育士の増員は必要と考えておりますが、臨時職員につきましてはハローワークを通じ随時募集を行っているところですが、応募までは至っていないのが実情となっております。

保育士不足はどこの市町村でも共通の課題ではありますが、確保することは大変難しい状況にあります。が、ハローワーク以外での募集方法の検討や雇用形態について、近隣市町村の実態を調査し比較することにより、待遇面の改善を図る等、今後も保育士の確保に向け努力してまいります。

次に、2番の就学援助についてのご質問、生活保護の基準額に対する掛け率を引き上げるべきではないかと、4番の平泉町の教育についてのご質問の、道徳について、教科という形になったが子供への評価はどのようにして行うつもりか、性教育について東京都で問題になったが、平泉町の性教育はどのような形で行われているかのご質問につきましては、後ほど教育長から答弁をさせます。

次に、新しい住宅政策についてのご質問であります。新しい住宅政策はどこまで進んでいるかにお答えをいたします。

本年3月にリフォーム関連補助事業一覧を作成し、大工組合を通して関係者に配布するとともに、広報5月号に特集記事を掲載して、町民の皆様にも助成制度を周知したところでございます。この助成制度へのご意見や要望等も寄せられており、現在集約をしておりますし、大工組合とも話し合いをしていくこととしております。

岩手県では生活再建住宅支援事業を平成32年度まで事業実施期間を延長する予定であり、当面はその事業を中心に住宅関連事業を推進していきたいと考えております。また、寄せられた要望等をもとに、新たに助成制度の必要性も含め検討してまいりたいと思います。

次に、児童クラブについてのご質問の、児童クラブの利用料について、土日の保育にはお金がかかって大変な負担になっていますが、現状とその改善策を伺うのご質問にお答えをいたします。

町では児童クラブ利用料として月額5,000円を負担していただいております。ただし、多子世帯やひとり親などでは減免規定があり、半額での措置を行っています。

利用料の県内の状況を見ると、7,000円程度が大勢となっており、それに比べればかなり安い金額となっております。また、児童クラブ独自に費用徴収している場合があり、すぎのこクラブでは土日利用の場合1,000円を徴収しています。クラブ独自の費用徴収については、運営委員会に諮り協議の上、決定したものと聞いております。

町の利用料や児童クラブの費用徴収については、特に定まったものはなく、児童クラブの規模や地域性などを勘案しながら、県内の状況や近隣の状況を参考にして適正に定めるものと考えて

おります。

次に、児童数について、初めて入れなかった方が出たが現状と改善策を伺うのご質問にお答えをいたします。

定員については、町と運営委員会の協議により定めており、すぎのこクラブが55人、たばしね児童クラブが30人となっています。また、今年度の入所児童は、すぎのこクラブが55人、たばしね児童クラブが28人となっています。待機の状況については、4月当初ですぎのこクラブが平成29年度、平成30年度に2人ずつおり、いずれも年度途中から入所しています。

待機児童については、保護者に対して、例年夏休み明けに退所が発生していることから、空きが出た段階で入所することを了承いただいております。児童数については、国の省令により、1支援単位の児童の数をおおむね40人以下と規定しており、1支援単位イコール1児童クラブではないにしろ、すぎのこクラブの場合、それまで定員の規定がなかったものを平成29年度から定員を55人と定め、適正な規模を満たしているところであります。

次に、指導員の労働条件について、指導員の労働条件の改善が必要と思われるが見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

指導員の賃金や休暇、福利厚生等については、運営委員会において協議し決定していくものと考えられますが、町としては委託料の中で運営に必要な人件費等を算定しております。人件費の積算では、時間単価については町の臨時職員の単価を参考にしており、また社会保険等については、すぎのこクラブで2名分を積算しております。

委託料については、予算編成段階において両クラブと意見交換しながら進めており、すぎのこクラブについては要望を受け、毎年委託料を増額してきております。町としては、今後とも委託料を初め、児童クラブの適切な運営に資するよう対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

私からは、2番の就学援助についてのご質問と、4番の平泉の教育についてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、2番の就学援助についてのご質問で、生活保護の基準額に対する掛け率を引き上げるべきではないかというご質問にお答えいたします。

就学援助につきましては、その対象が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者となっております。

当町では、生活保護の基準額の100分の120未満である者を準要保護の認定基準としております。生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものを就学援助の認定基準としている市町村は、29年度の段階で県内で25市町村ございます。そのうち、1.2倍以下の係数を用いる市町村は12市町村、1.3倍の係数を用いる市町村は13市町村となっておりますが、課税所得の分類や生活保護基準額

の採用時期なども市町村ごとの対応となっておりますので、一概には単純比較できない状況となっております。

ご質問の基準額の引き上げにつきましては、現状では考えておりませんが、町内児童生徒の家庭状況等を踏まえ、県内他市町村の状況等も参考にしながら、適正な対応に努めてまいります。

次に、4番の平泉の教育についてのご質問の1点目、道徳についての、教科という形になったが子供への評価はどのようにして行うつもりかのご質問にお答えいたします。

小学校においては、本年度4月から新学習指導要領が施行され、各校では道徳を特別な教科として位置づけ、年間計画に基づいた指導が始められました。

道徳の評価については、新学習指導要領において、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があること、数値などによる評価を行わないこと等が定められております。このことを受け、町内小学校においては、数値による評価ではなく記述式で評価すること、児童生徒がいかに成長したかを教師が積極的に受けとめて、認めて励ますような個人内評価を行うこと、学習活動において道徳的価値の理解を自分自身とのかかわりの中で深めているかといった点を注視して見取ること等を踏まえての指導が、年間指導計画に沿って行われております。

年度末には、年間35時間の授業において蓄積された児童生徒による発言内容やノートへの記述内容等、さまざまな資料をもとにして、心情の変化や道徳的な態度の変容等を個々の成長として評価することが計画されております。

次に、性教育について、東京都で問題になったが、平泉町の性教育はどのような形で行われているかのご質問にお答えいたします。

学習指導要領では、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養うことなどが目標とされております。特に中学校の特別活動においては、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこととされており、その一部として、適応と成長及び健康安全については、思春期の不安や悩みとその解決、性的な発達への適応を含め学ぶこととされております。

それに基づき、平泉町内の小学校、中学校では、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、年間指導計画に性教育が位置づけられ、計画的な指導が行われております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

ありがとうございます。それでは順番に上から再質問のほうをさせていただきます。

まず子育て支援についてであります。

待機児童が出ていると、3月議会でも質問したのでありますけれども、その時点では今回は大丈夫だというような話もお聞きしましたけれども、保育士の方がお子様ができて、とりあえず休

暇をとるという形というのはとても町としてはめでたいことであり、とてもいいことだと思うわけですが、でも、待機児童が出ているということ自体がとても問題ではないかなと思うのであります。

現状で実際足りないということなのだと思いますけれども、また保母さんが帰ってくるわけで、新たな人を今の時点で雇うというわけにはいかないというふうに考えているのだと思いますけれども、その点はやっぱりそのとおりののでしょうか。お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

保育士の採用のことだと思われませんが、いずれ町長の答弁にもございましたが、臨時職員につきましてはハローワーク等に出しておりますが、なかなか応募がないという状況でございまして、今のところでは、新しく臨時職員につきましては採用できてないという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

聞いているとおりでと思います。確かにそのとおりではあります。ただ、平泉町では余り今までなかった待機児童なので、待機児童が出たということ自体がとても平泉町のイメージを損なうというか、今までなかっただけにとっても心配しておるわけなのであります。イメージ的にもよくないなと思っているわけで。

そこでなのでありますけれども、保育士の方、平泉町内でも保育士をやっていた方がある程度やめているということ結構お聞きするのです。この方々に復帰みたいな形というか、短期雇用のさらに短期みたいな、パートみたいな形になるのかわからないですけれども、そういう形の登用というのはできないものなのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

佐藤平泉幼稚園長。

平泉幼稚園長（佐藤京子君）

例年総務のほうで臨時職員さんの募集を行っているわけですが、今年度につきましては、ちょっと応募される方が若干少なかったということもありまして、先を見通して私どものほうで、再度平泉町の広報のほうで募集をかけた経緯はあります。それでもちょっと応募をされる方がいらっしゃらなかったことでもありますので、確かに資格をお持ちの方はいらっしゃるのかなと思うのですが、私どものほうでその情報を得るといのはなかなか難しい現状ではあるので、もしそういったところ、何か一つ手だてを考えて、例えば登録制だったりとか、その辺何か方法があればいいのかなというふうには、今考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そのとおりですよ、確かに。きょうは結構各区長様も来ているので、区長さんの話とかもお聞きしながら、そういう部分の話をどんどんふやしていただければ。

本当に労働環境がやっぱり悪い中で若い方々が働くというのはとても不幸なことでありますので、ぜひ短期雇用、さらに超短期雇用でもパートでも何でもいいのですけれども、なぜか余り次にそういうふうな保母さんという形の職種に入っていないという方がいるということは、何かしらやっぱり理由があるのだと思うのです。その理由を少しでも減らしながら、できるだけいい環境で働いていただけるような環境をつくりつつ、次の方が、若い方ができるまでそういう方々を利用しつつ働いていただければいいかなと思います。そういう意味で、我々もそういう部分にできるだけ協力していきたいなと考えています。子育て支援についてはこれぐらいになるのですけれども、ぜひそういう部分を皆考慮しつつ、ぜひお願いしたいなと思います。

それで続いてなのですが、順番どおりいくと就学援助になるわけなのですが、就学援助のほうについてちょっと質問を何点かさせていただきたいと思います。

今回就学援助で、一関市では今年度から1.2から1.3に引き上げたことというのはご存じでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

隣の一関市での状況について、今議員の質問のとおり、今年度から1.3に引き上げたということはお聞きしておりました。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

隣でも上げたからこっちでも上げるという安直なことにはならないかと思うのですけれども、ぜひ同じような形に持っていただければいいかなと思うのです。ちなみに、北上では1.4倍であり、九戸では1.5倍となっております。確かに平泉より低いところも多いのですけれども、そういう部分では高いところにできるだけ合わせていくというか、少しでも上げていただければいいかなと思うのであります。

それから、もう1点なのですが、就学援助の対象項目なのですが、一応国では学用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、校外活動費、修学旅行費、学校給食費などを対象にしているのですが、平泉町は同じような形なのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

平泉町でも国の基本額に準じた形での費目ということで対応しております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

これはちょっと前のことなのですが、平成22年にさらに追加になり、たしか同僚議員も質問したかなと思ったのですが、追加分でクラブの活動費、生徒会費、PTA会費、こういう部分が教育扶助の対象項目に追加されたのですが、その部分はどうなっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

今お話しのありましたPTA会費、児童生徒会費、クラブ活動費等につきましては、対象となっております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、本当にいいですねとは思いますが、なかなか結構みんな苦しい中で暮らしておりますので、できるだけやっていただきたいと思います。もともと就学援助というのは思いやりから始まったということなのでありまして、町民や子供に対しての行政側の思いやりがどれぐらいあるかという物差しになると思います。そういう中で、かなり広げていただくというのはとてもいいことだと。

それから、就学援助をもらえる対象というのですか、対象項目が何点かあるのですけれども、各市町村によってこの項目が結構多いところあり、少ないところありということなのです。平泉町では、町民税の非課税の方とか児童扶養手当支給の方、そういう方には優先というか、そういう方を対象に就学援助を出しているということなのですが、県内のかなりのところというか、ほかの部分でも、生活保護法に基づく保護の停止または廃止の方、市区町村民税の減免の方、国民年金保険料免除の方、結構まだまだいっぱいあるのですけれども、PTA会費、学級費等学校納付金の減免が行われている方とか、多分項目はいろいろあるのですが、こういう方々まで平泉町もそういう部分を広げていっていただきたいと思うのですが、その部分どのように考えていますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

先ほど教育長ご答弁申し上げましたけれども、県内他市町村の状況も1.2、1.3それぞれおよそ半々の状況であって、あと多いところ、少ないところそれぞれございます。項目についてはそういった形でございますし、市町村によって事情もさまざまということになっております。今お話しがあったさらなる減免対象世帯への支給等につきましては、今後の検討課題とさせていただきますが、基本的には学校所見等で困窮が認められる場合というようなところで、1.2にこだわらずというか、限らずというところも場合によってはあり得るということで、困窮のほうの対応はしているというふうなところでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

平泉町は決して頑張っていないというわけでも何でもなくて、非常によくやっているほうだなと思いつつ、その中で多くの方が平泉町に住んでみたいというふうに思っていたくには、一関と同類とか、ちょっと奥州市と同じぐらいでは逆に弱いかなという部分も含めて、魅力のある部分を強めていっていただきたいと思うのです。子供の貧困率が16.3%になり、母子家庭、ひとり親世帯は貧困率が54.6%とされています。本当に苦しい中でみんなやっているということは、私だけではなくて皆さんもよくおわかりのことだと思います。引き続きその部分をお願いして、次の質問のほうに入らせていただきます。

それでは、新しい住宅政策についてなのでありますけれども、新しい住宅の政策ができて、ああ、少し動いてきたのだな、ああ、とてもよかったなと思いつつ、ちょっとまだまだ不十分かと思いつつも、いろいろ話し合いの上でやっていただきたいと思うのです。今回は住宅政策というか、それに付随するのかわからないのでありますけれども、人間が家に住むという形ではなくて地域に住むという形の形式のほうがいいのではないかという部分をお勧めしたくて、一応この話に入っていくわけですが。

高齢世帯の3分の2は大体子供が片道1時間未満の場所に住んでいるということがわかりまして、大体1時間圏内のところに3分の2の方、3人いたら2人ぐらいは自分の子供住んでいるのだということを認識していただいて、その3分の2の方ができれば同じ町内に住んでもらえればいいかなと。その部分を何とか強化していただきたいと思うわけがあります。

同居とかという言葉は知っているでしょうけれども、隣居とか近居という言葉を知っておりますでしょうか。お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今お話しされた隣居、近居につきましては、存じ上げてございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

あまり聞きなれない言葉でありまして、大体隣居は家の前に建っている家というような感覚ですぐそばなのだと思いますけど、近居というのは大体30分以内というか、約15分くらいで行ける部分というか、スプーンの冷めない距離という意味らしいのです。そういう部分を、ところに住んでいただけるのが一番いいのではないかと思いつつ、平泉町ではまだ同居世帯に対する支援というのはありませんでしたよね。ちょっと確認ですけれども。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

同居世帯への補助というのはございません。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

いずれ同居世帯、子供に対する支援やお年寄りに対する支援というのは多分必要になってくると思います。たしか近隣の市町村でそういう支援をつくった、一関もそうだったかもしれませんが、あやふやなので言いませんけれども、そういうふうな支援をつくったところがありますので、そういう部分において必要になってくるのかなと思うわけであります。

ところで、先ほど言った近居の部分なのですけれども、町に住むものだという感覚で考えていただきたい。そういう部分で、先ほど言った30分以内、できれば15分ぐらいのところに住んでいただこうと、そういうことを、これは神奈川県の方で30年ぐらい前から動き出している部分なのですけれども、大体同じ市町村に住んでもらおうと。ここでメリットというべき部分があるわけなのですけれども、親も気楽であるし子供も気楽であるという部分はお互いさまという部分なのですけれども、隣に住むと確かにいいのですけれども、プライバシーが保てないという部分をかなり若い方々がやっぱり言っているのです。そういう部分で、介護がしやすく親のそばにいて何とか支援ができるという距離というのがこの部分の距離だということになると思います。

そこでなのでありますけれども、なかなか難しいところなのですが、平泉町では空き家の数がかなりありましたけれども、どれぐらいの数かわかっておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

正確な数はちょっと今持ち合わせておりませんが、100戸近くあったというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

以前はたしか70近くだと思ったのですが、100戸ぐらいまでふえた。この100戸にわたる部分の場所にできれば住んでいただければというのがこの提案であります。それに当たってのリフォームという部分を町とかの支援というのができないかということなのです。確かにきれいな家もあり、だめな家もいっぱいあるわけなのですが、リフォーム等をしながら暮らしていただけないかと。これは逆に言うと地域を守り、土地を守り、親まで守れるというとてもいい部分だと思うのでありますけれども、そういう支援というのは可能でしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

空き家等に対する支援、リフォーム等の支援でございますけれども、空き家対策協議会をつくりまして、空き家に対する政策を今検討している最中でございます。その会議の中で、今お話しされましたようなリフォーム補助のあり方についても検討してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

多分空き家の対策というのはこれから必要になると思うので、当たり前の部分かなとは思いますが、そばに住んで、さらにそばに住んでいろいろ親に対していろんなことができるという部分において、神奈川ではさらに引っ越し費用まで負担している。大体引っ越し費用の半分を町なり市なりが負担して、地元に住んでいただく。

なぜこういうことを提案しているかという部分なのですが、古い2世帯なり3世帯なりで住んでいるのと同じ状況なのですが、親がいることによって何がしかの多少の収入に余裕がある、親という資源と言っては何ですが、そういう資源を利用していただいて、近くの土地をちょっと買っていただくなり、そういう部分を使っていただくという方向がいいのではないかと思います。そういう部分で、引っ越しの費用とか、できるだけ平泉に住んでいただくための方策というようなことをやるというのは可能なことでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

ただいまお話しされたことにつきましても、空き家対策協議会の中で検討してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

なかなかね、私自身もうまく説明できなくて本当にもどかしいところなのでありますけれども、親がすぐそばにいて親の金を利用してと言ったら何ですが、そういう部分も含めて地元に住んでいただくという手というのがとてもいいことかなと思ったわけです。加えて、自分の子供がそばにいることとともに、すぐそばの荒れた土地なり荒れた家が誰かが住むことによって町内が少し活性化できる、それとも、住んでなかった商店に人が入る、そういうような形の部分で町が少しでも関与していただければいいかなという部分で、こういう新しい住宅政策という部分を提案したわけでありまして。まだまだちょっと説明が不十分でありますけれども、ぜひ検討いただいて、私としてはもう次のほうに進んでいきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

4番の平泉町の教育についてでありますけれども、まず道徳についてなのですが、この部分はとても、私が子供のころから道徳というのをやってきたわけですが、その当時と今の道徳というのは違うのですかね。その辺をちょっとお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

質問いただきまして大変ありがとうございます。お話しさせていただきます。

私も教員をずっと続けておりましたが、私がいわば古い時代の教育の道徳というふうなことで言いますと、いかに担任が到達目標を決めて、いかに子供たちをそれに近づけるか、つまり正解を求めるとというのが昔の道徳であったろうと、そのように思います。

今回の指導要領で伝えられている道徳というのは、到達すべき目標があってその目標に到達したか否かを見取っていくものではないというふうなことであります。どれだけ子供が心の成長が図れたか、これを見取っていく。当然それは数値ではあわせないわけで、例えば発言だとか、あるいは子供の作文でありますとか、さまざまなものを資料として収集をして、それでもって一定の期間、例えば1学期の子供の心の動きはどうであったか、そういったものを評価していくというふうな形になっているというふうなことであります。

小学校の道徳の項目は全部で21項目もあります。とんでもない多いわけですから、全て35時間の中でできるかどうかわかりませんが、そういったところで子供たちの心の動きというものを資料をもとにしながら話し合わせたり、書かせたり、いうふうなことをもとにして評価をしていくというふうなことであろうと思います。

今年度の平泉小学校の通信簿、それには新たに特別な教科道徳というふうな形で、成長の様子というふうなことの箱が設けられました。文章表現をして担任が書くというふうなことになっています。一方では、今までのとおり、多分子供さん、お孫さんの通信簿を見ればあると思うのですけれども、生活の様子とか生活と行動の記録とかいう欄が残っています。それは、例えば基本的な生活習慣とか、自主自律とか、責任感とか、思いやりとか、公平公正とか公共心、そういったような、もっといっぱいありますけれども、項目があって、それについては、よくできる、できる、もう少しに丸をつけるような形になっています。これはまさにその子の、学校生活だけではないわけですが、生活全般の中で、いわゆるこれはできている、ここまでもう少しだというふうなことで評価をするということではありますが、特別な教科道徳は、その道徳の時間だけで子供がどういう心の変容があったか、どういう心の動きがあったかということの評価するものでありますので、別というふうに考えていかなきゃならないだろうというふうに思っています。

ただ、これは始まったばかりであります。現場は多分混乱するだろうというふうに思います。落ちつくまでには結構時間がかかるのではないかとこのように思います。この特別な教科が出てきた背景には、いじめの問題があるのだろうというふうに思いますけれども、来年度には今度は中学校が正式な形で特別な教科道徳のスタートを実質的にいたしますけれども、そういったあたりのところがありますので、今後とも現場と話し合いしながら、より子供たちの現実の姿が映し出されるように、そして、親とともにまた考えていけるような、そういったような教科にしていかなきゃならないのではないかなと、そんなふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

なかなか現場も混乱しているということで、来年度から多分中学校も入ってくるということなので、結構大変なのかもしれませんが、教科の定義というのは、一応教科書があり、学びの成績を評価し、専門の教員免許がある人がやるということだそうではありますが、ということは教科書があるわけでありまして、この教科書は、ちらっとどこかで、ネット上で見たような気もしたのですが、私たちの道徳という教科書でしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

小学校の現在ことしから使われている教科書については、昨年度検定を受けた8社の教科書について、一関地区の教科書採択委員会で決定をして、一つのこの地区では同じ教科書を使うと、どの学校もというふうになっているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

イメージ的に今と違うということは、昔と違うというのはわかるのですが、戦前あったような修身の復活云々なんていうようなことを言われる方もいるのですが、やっぱりこれとは違うものなのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

基本的に違うというふうに思っております。

例えば戦前であります孝行のことでありますとか、忠義でありますとか、あるいは国に対してどのように自分が態度をとればいいのかというふうなことが中心になったろうと思っておりますけれども、現在特別な教科というふうになったこの道徳については、先ほど申しましたように、何か担任が、教師のほうがかうでなければならぬということを教えつけるというか、そういった形ではなくて、さまざまな子供の考え方があるだろうと思っております。それがどのように熟成していくかということを見取っていくというふうなことであろうと思っておりますから、違いがあってもいいわけでありまして、段階があってもいいわけでありまして、そんな形で進めていくことになろうかとそのように思っています。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

余り認識したとは言えないのですが、一応価値の押しつけみたいな形ではないというのがなんとなくわかった感じはするのですが、道徳自体のその教科書によって本当にいじめがなくなっていくのかというのはとてもね、私はちょっと疑問に思っているのです。いじめという

のは結果としてはほら、正義とか公正だ公正だというような部分というのをすごく強調していった部分で起きたような部分というのがありますので、そういう部分では相手をこう何かいろんな部分、悪い部分まで認識して、結果不公平だけでも許していくというような部分が必要なのではないかと思うのですけれども、そういう部分にこういう道徳という一般常識に近い部分の道徳というのは当てはまるのかなというのはとても疑問に思っているのですけれども、その部分についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

子供たちの道徳性というのが特別の教科道徳の時間だけで成り立つものではないだろうと、そのように思います。ある意味では子供生活全般、例えば家庭であれ、あるいは友だちとの語らいであれ、さまざまな本当に生活全体の中から子供の道徳性というのはできてくるというふうなものであろうというふうに思いますから、その一つの時間というふうな1時間であります。年間35時間ありますので、そのところだけで子供の心が深まるとかいうふうなものではないだろうと、そのように思っています。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

まあ確かにね、そういう部分というのではないのかもしれませんが、難しいかなと思いつつ、これをちょっと質問に選んだ……ちょっと後悔していますけれども。

学校としては見えないカリキュラムみたいなものがあるというのを聞いたのですが、道徳とともに、例えばほら、学校の雰囲気、例えば風土や文化を伝えるという部分とか、非公式の学習、例えば子供が知らず知らずある種の、ほら、意識や態度を身につけていくというような活動というのですか、そういうような学習も学校ではあるのだから話もお聞きします。そういう部分があればちょっと聞きたいなと思った部分と、道徳の教科書をそのまま私は丸のみにして、今の学生に押しつけていってほしくないというのは、先ほど何か言ってましたけれども、その35時間だけではないのだということをお聞きしてとてもいいなと思ったのですが、道徳が教科書だけのものではなくて、あらゆる教科書の中に道徳があり、あらゆる分野に道徳があるのだという部分でこう動いていただければと思うのですが、その見えないカリキュラムの部分があったらちょっとお聞きしたいなと思うのですが。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

私、初めて聞く言葉であります。そういうのがあるかどうか、現場にも確かめてみたいと思いますが、多分回答はないだろうというふうに思っています。

見えないカリキュラムというよりも、先ほど申しましたように、例えば学校の教育活動全体が

道徳であれ、例えば行事であれ、教科書指導であれ何であれ、それは一切含んだ中で子供の心というのは高まっていくものだというふうに思いますので、見えないカリキュラム、ちょっと私、後で勉強させていただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

ちょっと本から仕入れたネタだったので、そんなに正しいかどうかというのはとても疑問ではあるのですが、とても道徳に対しては、ちょっと政府の動きが政府の動きなので、ちょっと不安を感じ得ないという部分で、ぜひ学校で流されない程度にやっていただければと思います。

それとともに、次の性教育について、この部分はとても重要な部分だと思うのですが、どういう形でやっているというのは先ほど聞いたのですが、学年としては何学年あたりからやっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

中学校を例にとってお話をさせていただきますが、教科としては保健体育の時間があります。そのうちの保健の時間、年間数時間だというふうに思いますが、その中で取り上げることになっているわけですが、指導要領によれば、思春期には内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟すること、また成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることといったようなことでもって、基本的にはこれは高学年、いわゆる3年生とか上の学年にいつてというようなことで取り扱われる中身ではないかなと、そんなふうに思っておりました。

先ほど東京都のというふうなお話がありましたが、基本的には指導要領においては、いわゆる東京都のほうで話題になっているような中身のことは触れられていません。ですから、例えば機能的な形でどうであるとか、どういうふうなことでその妊娠というのができるのかというふうな中身のことが中心になっているというふうなことでありますので、論議になっているような中身については国としては触れていないと。表現がどうかわかりませんが、寝た子を起こすようなことがあるのではないかなどというふうな話も取り沙汰されているというふうなことがあります。大変難しい問題だろうと思います。

個人的な話をするとあれですが、例えば現代社会において大変情報が、本当に広く氾濫している中で、性的な話題なんかも、例えば週刊誌でありますとか、広告だとかいったようなのがたくさんあるわけで、そういったことを子供たちはまさに目にしている、そういった中で、本当にこのままのところだけで指導してそれでいいのかというふうなことも論議になるだろうと、そんなふうに思っていました。いうふうなことで、ただ、基本的には学校は指導要領に基づいて指導するというふうなことになっているわけがありますので、多分これが今回の論議を受けて少しずつ変わっていくのだろうというふうには思いますけれども、大変微妙な問題なのかなと、そ

んなふうには思っているところであります。

この性教育の問題は、例えばここ数日話題になっています、岩手でも起きました、それから東京でも起きました、小さい子供が虐待やあるいは食事もろくに与えられない中で亡くなるというふうな、本当に痛ましい、本当に涙が出るようなあの作文、子供が書いたものを読むと、そういったようなことが生まれる背景には、まだ二十歳にも満たない中で子供がつくられて、そして子育てをする、生活もままならないような中で子育てをしなきゃならないというふうな状況の中で起こった大きな出来事だろうというふうに思います。そういったことを考えると、例えば性教育までつなげていきますと、まさに生き方の問題とか人権の問題というふうなことまで含めて、行きつくところはやっぱり性教育という点もあるのではないかと、私はそんなふうには考えていました。そういうふうなことで、話題にしていかなきゃならない、子供たちともよく考えていかなきゃならない、そういう不幸に陥らないためにはどうあるべきなのかというふうなことも大きなテーマになっていくのではないかなと、そんなふうには思っているところであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

なかなか難しい問題であると思います。ただ、今、国では家庭でも性教育を行うようにと、一応国では方針上はこう言っているのですけれども、私が子供を育てたころにはそういうことは全然やってこなかった部分で、とてもできるとは思えない部分なのですが、どのような形で今はやっているのかわからないですけれども、各国では低年齢化してきているのです、性教育自体が。オランダあたりでは5歳からとか、もう小学校は当たり前というような時代に入ってきていると。確かにインターネットをあければすぐにそういう性の描写というか、そういう部分というのはすぐにあけられる世の中になってしまったと。早い段階から性教育について、お互いの性について知るといことはお互いを思いやることに通じるのではないかなと思います。ぜひできるだけそういう形で、早い段階からやっていただけるような形という部分と、どのような形が一番いいのかというのを先生方と親と、さらに子供も含めてやっていただければと思います。

すみません、本当は返答も欲しいところなのですが、ちょっと時間がなくなってしまったので、また次の質問にしたいと思います。

最後に児童クラブ、学童保育についてなのであります。

とても児童クラブのほうが大変だというような話はお聞きしたのです。なぜ大変なのかと聞いて、親御さんが土曜日1,000円一応払うのですけれども、うちは3人いるのだと。土曜日一回に3,000円ずつ取られるのだというような話をお聞きして、とても苦しいのだという、そういうお母さんの話をお聞きして、あれ、今そういうふうになったのかと、私自身、児童クラブ、学童保育については驚いているのです。そういう部分で、ここでも書いていたのですけれども、返答でも書いていたのですが、一般的には7,000円ぐらいだと言っていたのがなぜ5,000円なのかというのがちょっと疑問なのですが、どうせだったら7,000円にして、その土曜日の1,000円というの

をなくせないものなのかと。そういう形に持って行っていただければいいかなと思うのですが、
どういふものなのでしょう。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

児童クラブ、その土曜日の利用の場合の1,000円の徴収の関係でございますが、先ほども町長
が答弁いたしましたけれども、これはすぎのこクラブに限ってでございますが、これはあくまで
もすぎのこクラブの運営の関係で、クラブ自体運営委員会を開いて、そこで協議をして決定して、
その1,000円を徴収するというのでやっているそうでございます。

ちなみに、たばしねクラブにつきましては、土曜日につきましては徴収してございません。あ
くまでもすぎのこクラブの都合上で1,000円をいただいているというところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そうなのでしょうけれども、一般的な金額にして余裕が持てれば一番いいのかなと、あと減額
措置が持てるならその半額、3,500円ぐらいで一応やってもらえるのが一番いいのかなと私自身
は思っておるわけです。

それから、もう1点なのですが、この返答でちょっと疑問に思っていた部分だったのですが、
一応国の省令では児童数の人数を40人以下と規定していると。これは平泉町のすぎのこクラブが
55名になっているというのは、これはちょっとおかしいのではないかなと思うのですが、その部分
についてはどうでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

確かにそのとおりでございますが、すぎのこクラブの55人の定数を定めた後に国の基準が定ま
ったものですから、なかなか、国の基準のとおりにはやればいわけですけれども、やっぱり55名
の児童の方がどうしてもすぎのこを利用したいということがございますので、今後は先ほど町長
のほうもお話ししました、1支援単位という制度がございますので、それをうまく利用して、40
人を例えば分けて1支援を20、20にしてやればそれ以上、80人までできますので、ただしそうな
ると、やはり施設の規模が小さくなりますので、建物の増築とか指導員の増員も出てきますので、
そういった資金面のやりくりもしなくてはいけないので、今のところは55名体制で今後やってい
くという運営委員会の考え方はあります。

議 長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そうですね、最近では40名となっておりますけれども、35名ぐらい、クラスも今35名程度になっ

てきている部分があるので、35名程度が主流になってきているということで、このすぎのクラブの一応限界人数が確か、建物上では70名だそうなのです。2つにクラブを分ければ大体35、35のチームができるかなと思うのですが、そういう形にすると多少補助金のほうもいづらか違うでしょうから、いいかなと、私自身も思っています。何せ、せめて働いている若い方がいるのですが、結婚できるような形にしていきたい。せめてそれぐらい給与というか、そういう部分をぜひお願いしたいということをしていましたので、ぜひ、ちょっと時間はなくなりましたが、これで終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は14日午前10時から行います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時24分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二